

令和7年（2025年）11月12日（水曜日）

第 5 号

令和7年  
北海道議会 決算特別委員会第1分科会会議録

## 第5号

令和7年（2025年）11月12日（水曜日）

## 出席委員

## 委員長

安住太伸君

## 副委員長

稲村久男君

小林千代美君

今津寛史君

高田真次君

藤井辰吉君

丸山はるみ君

中村守君

檜垣尚子君

赤根広介君

高橋亨君

三好雅君

藤沢澄雄君

## 出席説明員

総務部長

兼北方領土対策

本部長

坂本隆哉君

総務部職員監

飯田滋君

総務部危機管理監

高山圭一君

総務部

イノベーション推進監

天野紀幸君

総務部次長

兼行政局長

岡本拓司君

イノベーション

推進局長

大西章文君

財産担当局長

林下千栄君

人事局長

古田生介君

財政局長

藤原啓裕君

危機対策局長

清水章弘君

海溝型地震対策

担当局長

上田昌宏君

原子力安全対策

担当局長

平田健男君

総務課長

大久保北斗君

行政情報センター

所長

渡邊幹夫君

学事課長

佐藤昌彦君

大学法人担当課長

下館広慎君

行政マネジメント

推進課長

金見貴志君

情報政策課長

長田尚人君

情報基盤担当課長

鈴木厚君

財産活用課長

奈良華織君

計画担当課長

福山琢也君

保全担当課長

佐々木永典君

管理担当課長

遠藤克大君

人事課長

片岡英善君

職員活躍担当課長

兼人事局参事

中里文美君

給与服務担当課長

山本裕之君

職員厚生課長

沖田備啓君

財政課長

神長賢人君

資金担当課長

中村陽一君

税務課長

内見和幸君

税務対策担当課長

水谷正宏君

危機対策課長

高橋智哉君

災害支援担当課長

工藤一祥君

海溝型地震対策室長 三浦次郎君  
原子力安全対策課長 平野宏和君  
環境安全担当課長 稲富久昌君

議事課主査 加藤邦彦君  
同 東優樹君  
同 梅尾哲矢君  
同 福士元啓君  
同 相田恵君  
同 水口まち子君  
同 屋木文映君

---

議会事務局職員出席者

議事課主幹 阿部厚次君

---

午前 10 時 開議

○安住太伸委員長 これより本日の会議を開きます。  
報告をさせます。

---

〔加藤主査朗読〕

1. 本日の会議録署名委員は、

今津寛史委員  
小林千代美委員

であります。

---

○安住太伸委員長 それでは、報告第1号を議題といたします。

1. 総務部所管審査

○安住太伸委員長 これより総務部所管部分について審査を行います。

質疑の通告がありますので、順次、発言を許します。

高田真次君。

○高田真次委員 おはようございます。それでは、よろしく願いいたします。

初めに、私立学校への支援等について伺います。

1点目は、私立学校の耐震化についてであります。

将来を担う子どもたちが安全で安心して学校生活を送ることができるよう、学校施設の安全性を確保することは極めて重要であります。また、学校施設は、児童生徒の学習の場であるとともに、地震などの災害時には地域住民の避難場所としての役割も担っており、耐震化の推進は喫緊の課題であると考えるところであります。そこで、道内の私立学校の耐震化の状況について、何点か伺います。

初めに、道内の私立の幼稚園、小中学校、高等学校における耐震化の進捗状況について伺います。

全国の私学全体との比較も含め、現在どの程度まで耐震化が進んでいるのか、伺います。

○安住太伸委員長 学事課長佐藤昌彦君。

○佐藤学事課長 私立学校の耐震化の現状についてであります。国が公表しております令和6年4月1日現在の耐震改修状況調査結果によりますと、幼稚園につきましては、道内全施設167棟のうち、耐震性がある棟数は141棟で耐震化率は84.4%となっており、全国平均の92.2%と比べまして7.8ポイント下回っております。

また、特別支援学校を含む小・中・高校については、同じく280棟のうち220棟、78.6%となっており、全国平均の94.6%と比べて16ポイント下回っております。

○高田真次委員 次に、道が実施している私立学校の耐震化に対する補助実績などについて伺います。

昨年度、すなわち令和6年度における耐震診断、耐震補強、そして耐震改築に関する補助実績はどのような状況だったのか、伺います。また、今年度——令和7年度における補助予定件数についても併せて伺います。

○佐藤学事課長 補助実績等についてであります。令和6年度の実績といたしましては、耐震診断は、幼稚園が1園1棟で、補助金額は75万円、耐震補強工事は、幼稚園が1園1棟、中学校が1校1棟、高校が3校3棟で、補助金額は合計6362万6000円、耐震改築工事は、高校が1校1棟で、補助金額は3333万3000円となったところです。

また、今年度につきましては、耐震診断は予定されておらず、耐震補強工事は、幼稚園で1園1棟、中学校と高校でそれぞれ1校1棟、耐震改築工事は幼稚園で1園1棟が着手されております。

○高田真次委員 少しずつ耐震化が進んでいると聞いておりますが、大地震は、いつ、どこで発生してもおかしくない状況にあります。児童生徒が安心して学校生活を送るためには、引き続き、着実に耐震化を進めていくことが求められます。

道として、今後、私立学校の耐震化をどのように進めていくのか、伺います。

○安住太伸委員長 総務部次長兼行政局長岡本拓司君。

○岡本総務部次長兼行政局長 今後の取組についてでございますが、学校施設は、子どもたちが一日の大半を過ごす学習、生活の場であり、道内私立学校の耐震化の促進は、子どもたちの安全を確保していく上で重要であると認識しております。

このため、道では、各学校法人に対しまして、研修会などを通じて道の補助制度や私学団体による融資制度の活用を促すほか、財政支援の充実について国に要望してきたところであり、引き続き、こうした取組を通じまして、私立学校の耐震化を促進し、子どもたちが安心して学べる環境の確保に努めてまいります。

○高田真次委員 続きまして、2点目は、高等専修学校についてであります。

高等専修学校は、専修学校のうち、中学校卒業者を対象とした高等課程を設置する学校であり、後期中等教育段階の職業教育機関として、これまでも多くの専門人材を育成してまいりました。また、発達障がいのある生徒など、特別な支援を必要とする生徒を受け入れるなど、学びのセーフティネットとしての重要な役割も担っております。

【第1分科会 11月12日 第5号】

こうした特別な支援を要する生徒への対応に必要な経費について、今年度から国において特別交付税措置が講じられることとなっております。この特別交付税措置の対象経費や具体的な内容について伺います。

○佐藤学事課長 高等専修学校への特別交付税措置についてであります。今年度より、高等課程を置く私立の専修学校における発達障がいのある生徒等、特別の支援を要する生徒や、不登校の生徒への支援のために必要となる経費に対しまして都道府県が行った補助について、特別交付税措置が講じられることとなったところです。

特別交付税措置の対象となる経費は、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等による教育相談体制の整備に要したもののほか、教員研修やコーディネーターの配置など、特別な支援体制の充実に要したものが対象となっております。

○高田真次委員 高等専修学校では、多様な個性や特性を持つ生徒を幅広く受け入れており、その教育活動を支えるために、各学校ではカウンセリングや補習を実施するなど、きめ細やかな対応が求められております。

今回の国の新たな制度創設を踏まえ、今後、道としてどのように対応していくのか、伺います。

○安住太伸委員長 総務部長兼北方領土対策本部長坂本隆哉君。

○坂本総務部長兼北方領土対策本部長 今後の対応についてでございますが、高等専修学校は、技能や実務面の教育に重点を置き、社会に出てすぐに役立つ教育を行う教育機関として、本道の未来を担う人材の育成に大きく貢献するとともに、地域における学びのセーフティネットとしての役割を果たしております。

このため、道では、これまでも、学校経営の健全性を高めることなどを目的とした管理運営費補助金や、保護者の経済的負担の軽減を図る修学支援制度により、支援を行ってきたところでございます。

今般の国による制度の創設を受け、道といたしましては、その趣旨を踏まえながら支援策について検討を進めているところでありまして、引き続き、各高等専修学校において特色ある質の高い教育が行われ、多様な人材の育成が図られるよう努めてまいります。

○高田真次委員 次に、道有資産の処分及び有効活用について伺います。

道有資産の有効活用は、貴重な財源を確保するための重要な取組の一つであると考えております。

そこで、令和6年度決算を踏まえ、未利用地の処分状況や道有資産の有効活用に向けた取組実績について、何点か伺います。

道では、遊休資産売却方針に基づき、未利用地の処分を進めてきたものと理解をしております。そこで、令和6年度末現在における未利用地の状況について、過去3年間の推移を伺います。

また、売却の実績として、件数や面積、収入額などはどのようになっているのか、伺います。

○安住太伸委員長 管理担当課長遠藤克大君。

○遠藤管理担当課長 未利用地の状況についてであります。過去3年間の未利用地の状況は、令和4年度末は372か所、約120万2000平方メートル、令和5年度末は387か所、約134万6000平方メートル、令和6年度末は463か所、約152万4000平方メートルとなっており、近年、増加傾向にあるところです。

また、これまでの売却実績は、令和4年度は41件、約6万4000平方メートル、約8億2000万円、令和5年度は46件、約55万4000平方メートル、約4億8000万円、令和6年度は62件、約29万6000平方メートル、約3億6000万円となっております。

○高田真次委員 ただいま答弁にありましており、毎年度、一定の処分を進めているにもかかわらず、未利用地は増加傾向にあるとのことですが、その要因をどのように分析しているのか、また、現状をどのように認識しているのか、伺います。

○遠藤管理担当課長 未利用地の現状についてであります。近年、人口減少の進行など社会経済情勢の変化や、施設の老朽化などによる用途廃止施設の増加に伴い、未利用地も増加しております。

未利用地を保有することにより、維持管理経費が必要になることに加え、特に、老朽化した建物は地域の景観や防犯上の課題があることから、解体を計画的に進めながら処分の促進に向けて取り組む必要があると認識しております。

○高田真次委員 これまで、道としても一定の努力を重ねてきたということは理解しておりますが、不動産市況は日々変化をしております。こうした状況を踏まえ、民間のノウハウを積極的に取り入れていくことも必要ではないかと考えますので、指摘とさせていただきます。

続いて、道では、ネーミングライツや広告事業など、様々な手法により道有資産の有効活用を進めていると理解をしております。特に、ネーミングライツは、道民への認知度向上や財源確保の両面で効果のある取組だと考えております。

そこで、令和6年度までの過去3年間の実績や収入の状況を伺うとともに、現状についてどのように認識をしているのか、伺います。

○遠藤管理担当課長 道有資産の有効活用についてであります。道では、歳入確保を図るため、道有資産を有効活用し、スポーツ施設や公園などにおけるネーミングライツに取り組んでいるところであり、過去3年間の契約実績としては、令和4年度が7件、約1360万円、令和5年度が9件、約1430万円、令和6年度が11件、約1453万円となっております。

契約件数は、近年、増加傾向にあるものの、収入額は横ばいの状況であることから、対象施設の多様化など、取組の拡大を図る必要があると認識しております。

○高田真次委員 ただいま、道有資産の処分と有効活用についての答弁をいただきました。

道の財源確保の観点からも、未利用地の処分やネーミングライツなど、資産の有効活用を一層促進していく必要があると考えるところであります。今後、どのように取り組んでいく考えなのか、伺います。

○安住太伸委員長 財産担当局長林下千栄君。

○林下財産担当局長 今後の取組についてでございますが、今後も厳しい財政状況が見込まれる中、未利用地の処分やネーミングライツの推進など、道有資産等を活用した歳入確保の取組を進めていくことは重要と認識しております。

これまで、道のホームページを活用するなど多様な情報発信に努めてきたところでありますが、今後は、民間との連携を一層強化して、情報発信手法の充実を図り、老朽化した建物の解体を計画的に進め、社会経済情勢の変化を捉えながら着実に未利用地の処分を推進するほか、ネーミングライツや広告事業については、他の自治体の事例を参考にしながら、対象施設などの多様化や新たなスポンサーの開拓を行うなど、さらなる道有資産の活用を進めてまいります。

○高田真次委員 未利用地の処分に向けた取組につきましては、維持管理等に係るコストや安全面の観点からも必要でありますので、より効果的な手法で着実に進めていただきたいと思いません。

また、ネーミングライツは、導入からもう19年が経過をしております。他の自治体の事例なども参考にしながら、新たなスポンサーを掘り起こすような取組も検討されることを指摘とさせていただきます。

次に、安心して働き続けられる職場環境づくりについて伺います。

人口減少に伴う労働力不足などにより、道においても、採用試験の申込者数が減少し、離職者が増加するなど、人材の確保が難しくなる中、複雑かつ多様化する政策課題に的確かつスピーディーに対応していくことが求められております。

人材確保のためには、本年3月に策定された北海道職員人材マネジメントビジョンで示しているとおり、ワーク・ライフ・バランスの推進など、職員が安心して働き続けられる職場環境づくりが重要と考えるところであります。また、同じく3月に策定された「北海道職員のワークライフバランスの推進に関する指針」において、時間外勤務の縮減等を三つの柱の一つとして位置づけ、取組を進められているところであります。これらの取組に関連して、以下、伺ってまいります。

1点目は、職員の時間外勤務についてであります。

令和6年決算特別委員会において、我が会派同僚議員からの質問に対し、令和5年度の職員の時間外勤務の総時間数は、令和4年度に比べ減少したとの答弁がありました。

令和6年度における知事部局の時間外勤務の状況はどうだったのか、また、時間外勤務の上限である年間720時間を超えた職員は何名いたのか、併せて伺います。

○安住太伸委員長 職員活躍担当課長兼人事局参事中里文美君。

○中里職員活躍担当課長兼人事局参事 時間外勤務の状況についてでございますが、知事部局における令和6年度の時間外勤務の総時間数は約91万4000時間でありまして、約93万時間であった令和5年度と比較しますと、約1万6000時間の減少となったところでございます。

また、人事委員会規則におきまして、時間外勤務の上限として設けられている年間720時間を

超えた職員は、令和6年度は47名でありまして、令和5年度と比較して2名増加しております。

○高田真次委員 長時間にわたる過重労働は、疲労の蓄積をもたらし、脳血管疾患や心疾患などの発症リスクを高めるおそれがあります。

そこで、過去3年間における長期療養者数の推移について伺います。

○安住太伸委員長 職員厚生課長沖田備啓君。

○沖田職員厚生課長 職員の長期療養者の状況についてでございますが、令和4年度から令和6年度までの間に精神疾患や循環器疾患などといった疾病により1か月以上療養した職員数は、令和4年度は474名、令和5年度は465名、令和6年度は462名となっているところでございます。

○高田真次委員 道では、一定の時間外勤務を超えた職員に対して、産業医等による面談指導を実施していると聞いております。

令和6年度における長時間労働者への面接指導の実施状況について伺います。

○沖田職員厚生課長 長時間労働者に対する面接指導についてでございますが、道では、時間外勤務が月100時間を超えた職員や、2か月間から6か月間までの各期間の平均が月80時間を超えた職員などに対し、産業医等による面接指導を実施しておるところでございます。

職員本人や所属長に対して、睡眠時間の確保や業務量の検証等について助言しているところでございます。令和6年度は、病気休暇や業務の都合等により日程調整ができなかった職員を除き、359名に対して面接指導を行ったところでございます。

○高田真次委員 長時間労働は、メンタルヘルスにも悪影響を及ぼすことが懸念されます。メンタルヘルス対策には、未然防止、早期発見、対応、復帰支援など、各段階に応じた取組が必要であります。

こうしたリスクを低減するためには、職員自らがストレスの状況を把握することも重要ですが、道では、職員のストレス状況を把握するため、どのような取組を行っているのか、伺います。

○沖田職員厚生課長 職員のメンタルヘルス対策についてでございますが、職員が心の健康を保つためには、職員自らが心身の不調に気づき、自発的に相談することや、管理職員が部下職員の心身の不調などを早期に発見し、対応に努めることが重要でございます。

このため、道では、若手職員を対象に、メンタルヘルスハンドブックの配付やメンタルヘルスセミナーの開催、さらには、メールマガジンを配信し、セルフチェックの方法や相談窓口の紹介などを行っているところでございます。

また、職員自身が心理的な負担の程度を把握し、ストレスの気づきを促すため、全職員を対象にストレスチェックを実施しているところでありますが、今年度から、新たに職場環境改善セミナーを本庁及び全振興局で実施し、所属ごとのストレスチェックの分析結果を効果的に活用することにより、コミュニケーションを高める職場づくりをより一層推進することとしたところでございます。

○高田真次委員 長時間にわたる時間外勤務は、職員の健康を損なうだけでなく、業務の効率低

【第1分科会 11月12日 第5号】

下にもつながります。こうした状況を是正し、職員が健康を維持しながら能力を最大限に発揮できる環境を整えることが重要と考えます。

道として、今後、時間外勤務の縮減や、長時間労働に起因するメンタルヘルス対策に向けてどのように取り組んでいくのか、伺います。

○安住太伸委員長 人事局長古田生介君。

○古田人事局長 今後の対応についてでございますが、職員の時間外勤務は、職員の健康維持や能率的な公務運営の観点からできる限り最小限にとどめるべきものと認識をしております。道では、「ワークライフバランス推進強化期間」を設けて、一斉定時退庁日を設定するほか、勤怠管理システムを活用し、管理職員が部下職員の勤務状況を把握、分析し、時間外勤務の縮減や職員の中の業務の平準化に努めるなどの取組を行っているところでございます。

また、こうした取組に合わせまして、若手職員を対象としたメンタルヘルス研修の実施やストレスチェック結果の効果的な活用を進めるなど、全ての職員が心の健康を保つことができるよう、メンタルヘルス対策のさらなる内容の充実とその着実な実施に取り組んでまいります。

○高田真次委員 続いて、2点目は、休暇を取得しやすい職場環境づくりについてであります。

職員のワーク・ライフ・バランスを推進していくためには、長時間労働の是正とともに、休暇を取得しやすい職場の雰囲気づくりが重要であります。道では、長期休暇の取得促進に向けてリフレッシュウイークを設定するなどの取組を行うほか、本年度から、年次有給休暇の取得目標を13日から15日に引き上げたとのことでありますが、以下、何点か伺ってまいります。

まず、年次有給休暇について、過去3年間の取得日数の推移はどのようになっているのか、伺います。

○中里職員活躍担当課長兼人事局参事 年次有給休暇の取得状況についてでございますが、知事部局における職員1人当たりの年次有給休暇の平均取得日数は、令和4年は13.5日、令和5年は13.8日、令和6年は13.3日となっております。改定前の「ワークライフバランスの推進に関する指針」で定めておりました目標値の13日を超えて推移したところでございます。

○高田真次委員 次に、夏季休暇について、道では、令和6年度から、取得可能日数を3日から5日に増やすとともに、取得可能期間を、従来の7月から9月の3か月間から、6月から10月までの5か月間に拡大しております。

こうした制度見直し前後も含め、過去3年間の夏季休暇の取得状況について伺います。

○中里職員活躍担当課長兼人事局参事 夏季休暇の取得状況についてでございますが、知事部局における職員1人当たりの夏季休暇の平均取得日数は、令和4年は2.9日、令和5年は2.7日でありましたが、取得可能な日数や期間を拡大した令和6年は4.8日となったところでございます。

○高田真次委員 休暇を取得しやすい職場環境は、職員の働きがいや意欲、組織に対する思い入れ、愛着などのエンゲージメントにも影響すると考えます。

道では、職員のエンゲージメント調査を定期的実施しているとのことでありますが、これまでの実施状況について伺います。

○安住太伸委員長 人事課長片岡英善君。

○片岡人事課長 職員の働きがいなど意識の把握についてであります。道では、令和5年度から、職場の雰囲気や上司のマネジメント、勤務環境や処遇の満足度など、働きがいや意欲等に関する意識を把握するエンゲージメント調査を実施しているところでございます。

令和5年度、令和6年度とも5500名を超える職員から回答があり、いずれの年度においても、法令遵守の意識や業務に対する責任感、仕事とプライベートの区別等の項目で肯定的な回答が多い一方で、退職後の生活に対する不安や給与に対する満足度、執務環境の快適さや業務量に見合った人員配置等の項目では否定的な回答が多くなっているところでございます。

○高田真次委員 職員のエンゲージメント調査は、結果をまとめるだけでなく、その分析を踏まえて職場環境の改善につなげていくことが重要であります。

時間外勤務をせざるを得ないと感じている職員や、休暇を取得しにくいと感じている職員のエンゲージメントはどのような傾向が見られると認識をしているのか、伺います。

○片岡人事課長 職員の意識などについてであります。令和6年度のエンゲージメント調査において、業務量は時間外勤務をしないとこなせないと回答した職員は約30%であり、また、休暇を取得したいときに取れないと回答した職員は約13%であったところでございます。

こうした回答者の調査結果を分析いたしますと、職場の雰囲気、業務負荷の状況、上司のマネジメント等の項目につきましても全職員の平均値を下回っている傾向となっており、個々の事情に応じた多様な働き方ができない、職員にとって働きやすい職場づくりがなされていない、子育てがしやすい職場環境と思わない、業務量に見合った人員配置がなされていないといった意見が多く寄せられたところでございます。

○高田真次委員 道庁への愛着などエンゲージメントの向上は、離職防止や人材確保にもつながると考えております。北海道職員人材マネジメントビジョンにおいても、新たな柱として安心して働き続けられる職場環境づくりを掲げ、ワーク・ライフ・バランスの推進などに取り組むこととされております。

今後、休暇を取得しやすい雰囲気づくりをさらに進めるなどして、職員の満足度を高め、誰もが活躍できる職場環境の実現に向け、どのように取り組んでいくのか、伺います。

○安住太伸委員長 総務部職員監飯田滋君。

○飯田総務部職員監 今後の取組についてであります。道が直面する様々な諸課題に的確に対応し、質の高い行政サービスを持続的に提供していくためには、全ての職員の意欲の向上を図り、それぞれが持つ潜在的な力を発揮できる環境が重要であります。

このため、道では、本年3月に人材マネジメントビジョンを策定し、休暇制度の充実や長期休暇の取得促進などワーク・ライフ・バランスの促進を図るとともに、毎年度のエンゲージメント調査を踏まえまして、本ビジョンに基づく人事施策の効果測定や施策の見直しにつなげていくこととしております。

道といたしましては、今後とも、各般の人事施策を通じまして職員の意識改革や多様で柔軟な

【第1分科会 11月12日 第5号】

働き方を推進し、職員一人一人がやりがいや成長実感を得られ、安心して働き続けられる職場環境づくりに取り組んでまいります。

○高田真次委員 公務職場における人材の確保は非常に厳しい環境下であり、職場環境づくりは人材確保において大切な要素であると考えます。御答弁いただいたように、ストレスチェックやエンゲージメント調査により、課題の洗い出しや対応策については分析ができているものと考えております。

公的な仕事の魅力は、ほかにはない、そのやりがいにあると思っております。得られた情報を活用し、働きやすい環境をつくり、仕事のやりがいを特に若い世代にしっかりと理解されるような職場環境づくりに取り組んでいただくよう、指摘とさせていただきます。

最後に、行財政運営について伺います。

1点目は、スマート道庁についてです。

道では、行財政運営の基本方針において、スマート道庁の取組を通じてICTを活用した業務改革と働き方改革を一層促進し、職員が持てる能力を最大限に発揮できる環境をつくり、業務の効率化や省力化、さらには多様な働き方への対応に向けた取組を進めてきたと理解しております。このスマート道庁について、以下、順に伺ってまいります。

近年のデジタル技術の進展や社会経済情勢の変化は非常に速く、これらの取組を進める上でデジタル技術の活用は欠かせないものであり、道では、情報システムやICTツールなどの環境整備を進めてきたと聞いておりますが、これまで、どのような考え方の下でデジタル化への取組を進めてきたのか、伺います。

○安住太伸委員長 情報政策課長長田尚人君。

○長田情報政策課長 デジタル化の取組についてでございますが、道では、これまで、デジタル化取組方針に基づき、公用スマートフォンを活用したテレワークや、ICTツールを利用した業務の効率化、省力化を進める、業務の質の向上に取り組んでまいりました。

また、最適な情報システムの実現に向け、全庁的な視点の下、各部が業務において使用しているシステムの利便性の向上や経費の適正化などを図るとともに、職員がデジタルの知識や技術を高め、業務に適切に対応できるよう、デジタル人材の育成確保などを進めてきたところでございます。

○高田真次委員 広域分散型の北海道においては、デジタル技術を活用して、時間や場所にとられない柔軟な働き方を実現することが重要だと考えます。

道では、これまで、公用スマートフォンの整備などテレワーク環境の整備を進めてきたと聞いておりますが、その具体的な取組状況について伺います。

○安住太伸委員長 情報基盤担当課長鈴木厚君。

○鈴木情報基盤担当課長 テレワーク環境などについてでございますが、道では、時間や場所に制約されない多様で柔軟な働き方を実現するために、公用スマホを利用したテレワーク環境を整備し、子育てや介護などをはじめとする在宅勤務や、災害や出張時におけるモバイルワークな

ど、様々な場面で活用が図られてきたところでございます。

また、職員のニーズを踏まえ、公用スマホの機能拡充にも取り組み、情報発信をはじめとする業務で活用できるアプリの導入や、本庁舎のセキュリティーゲート、入退庁時における活用などの取組を進めているところでございます。

**○高田真次委員** 道では、基幹システムの見直しなどを含め、最適な情報システムの実現にも取り組んでいると聞いております。

これまで、どのような形で取組を進めてきたのか、伺います。

**○長田情報政策課長** 情報システムの最適化についてであります。デジタル社会が急速に進展する中、利用者の視点に立った利便性の向上など、最適なシステムの整備により業務の効率化、省力化を推進することが重要と認識してございます。

このため、システムの検討に当たっては、外部の専門家による技術的な助言を受けるとともに、これまでシステムごとに分かれていたネットワークを集約するなど、経費の合理化にも取り組んできたところでございます。

**○高田真次委員** 情報システムの整備や改善を進めるだけではなく、それを十分に活用できる人材を育てることが重要です。

道では、職員のデジタルリテラシーの向上や専門人材の育成に取り組んできたと聞いておりますが、これまでどのような取組を行ってきたのか、伺います。

**○長田情報政策課長** デジタル人材の育成についてでございますが、道では、デジタル技術を活用し、業務の効率化や行政サービスの向上を図るため、デジタル人材育成計画に基づき、必要なスキルを備えた人材の育成に取り組んできたところでございます。

具体的には、職員を対象とした研修やセミナーを実施し、リテラシーの向上や活用事例の共有を図ってきたほか、職場での推進役としてデジタル推進リーダーを任命するなど、業務におけるデジタル技術の活用に向けた機運の醸成に努めてまいりました。

**○高田真次委員** 近年、国内外でランサムウェアをはじめとしたサイバー攻撃が増加をしております。行政が保有する重要情報や行政サービスそのものへのリスクも高まっております。

こうした中で、道としてどのように情報セキュリティーの確保に取り組んでいるのか、伺います。

**○鈴木情報基盤担当課長** 情報セキュリティー対策についてでございますが、サイバー攻撃が巧妙化、多様化する中、不正アクセスやデータ流出等を防ぐためには、そうした攻撃に対応できるセキュリティーの確保が重要でございます。

道では、これまで、最新の攻撃を検知できる技術的な対策を講じるとともに、職員を対象としたセキュリティー研修や、外部からの標的型攻撃メールを想定した訓練等を実施しているところでございます。サイバー攻撃は日々高度化しており、国の方針も踏まえながら、不断に強固なセキュリティー対策の確立に向けた取組を進めていく必要があるものと考えているところでございます。

○高田真次委員 デジタル社会が急速に進展する中、業務の効率化を図るとともに、行政サービスの質をさらに高めていくためには、生成AIをはじめとする新たなデジタル技術の導入や、それを活用できる人材の育成が極めて重要だと考えます。

これまでの取組を踏まえ、道として、今後のデジタル化にどのように取り組んでいくのか、伺います。

○安住太伸委員長 イノベーション推進局長大西章文君。

○大西イノベーション推進局長 今後のデジタル化への取組についてでございますが、道では、これまで公用スマホをはじめとするテレワーク環境の整備を図りながら、情報システムの最適化やデジタル人材の育成に取り組んできたところでございます。

一方、デジタル技術は急速に進展するなど、社会経済情勢は大きく変化をしており、今後の情報システムの整備等に当たっては、こうした変化に機動的に対応できる環境を整えることが重要でございます。

このため、今後は、専門的な知見を生かし、全庁横断的な視点でシステムの最適化を図るほか、生成AIといった最新の技術を積極的に活用し、業務の効率化を進める環境を整えますとともに、これらの取組を支える人材の育成を一体的に推進するなどし、道庁全体のデジタル力の向上を図ってまいります。

○高田真次委員 ここまで、道のデジタル化の取組について伺ってまいりましたが、道が令和3年3月に策定した行財政運営の基本方針の推進期間は今年度までとなっており、現在、来年度以降の取組について検討が進められているものと承知をしております。少子・高齢化の進行や生産年齢人口の減少などといった社会経済情勢の変化に対応していくためにも、今後もスマート道庁が掲げる業務改革や働き方改革などの取組を推進することは重要と考えるところであります。

道職員の働き方や価値観も大きく変化している中、職員一人一人が自らの能力を発揮しながら、道民サービスや政策の質の向上につなげていくことができるよう、道として今後どのように対応していくのか、伺います。

○安住太伸委員長 総務部イノベーション推進監天野紀幸君。

○天野総務部イノベーション推進監 今後の行財政運営についてでございますが、現行の行財政運営の基本方針では、スマート道庁の取組を通じて、デジタル技術を活用した業務改革や働き方改革の推進などにより、組織の活力や道民サービスの向上につなげるよう取り組んできたところでございます。

一方、社会経済情勢が大きく変化する中、高度化、複雑化する行政課題に着実に対応するためには、そうした変化を的確に捉え、将来を見据えながら、その取組をさらに広げていくことが重要と考えてございます。

このため、今後は、デジタル技術を活用した業務の効率化を加速し、共通業務の集中化などによる職員サポートの充実を図るほか、多様で柔軟な働き方ができる環境づくりを推進するなど、これまで進めてきたスマート道庁の深化、浸透を図り、道全体の組織力向上に向けて取り組んで

まいります。

**○高田真次委員** ただいま、道民サービスや政策の質の向上に向けて業務効率化や職員サポートなどに取り組んでいく旨の答弁があったところでありますが、今後も、社会経済情勢が大きく変化していくことを見据えると、こうした取組を積極的に進めることは、持続可能な行政運営の実現に当たって大変重要なことと考えるところであります。この点については、改めて知事の所見を伺いたいと思いますので、委員長におかれましてはお取り計らいをよろしくお願いいたします。

2点目は、財政運営についてであります。

さきの第3回定例会において、令和6年度決算及び健全化判断比率等についての報告がありました。一般会計決算は、実質収支が約163億円、健全化判断比率は、実質公債費比率が20%、将来負担比率は307%となり、いずれも早期健全化基準は下回ったものの、全国的には極めて高い水準にあり、一層の改善が必要な状況にあります。

また、令和7年度は、現行の行財政運営の基本方針の最終年度であり、道では、今後の財政運営に関する新たな方針の検討を進めているとのことであります。そこで、以下、令和6年度決算の内容や、令和7年度以降の財政運営について伺ってまいります。

昨年度の財政運営においては、当初予算に加え、物価高緊急経済対策事業に要する経費をはじめ、国の補正予算に対応した経費などについて、所要の予算措置を講じております。

令和6年度の一般会計における歳出総額の決算規模は、前年度比でほぼ横ばいの約3兆2600億円、実質収支は約163億円となっておりますが、道は、昨年度決算の特徴などについてどのように認識をしているのか、伺います。

**○安住太伸委員長** 財政課長神長賢人君。

**○神長財政課長** 令和6年度の一般会計決算についてございますが、昨年度の決算額は約3兆2600億円となったところでありまして、感染症対策に要する経費などが減少しました一方で、定年年齢の段階的引上げに伴い、2年に一度の定年退職者が多く発生する年度に当たりますことから、退職手当が増加しましたことなどにより5年度とおおむね同規模となったものでございます。

また、収支の面におきましては、道税などの歳入の確保や予算執行の効率化に努めたことに加えまして、社会保障関係経費の実績が見込みを下回ったことや、国の交付金を最大限活用したことなどによりまして、結果として約163億円の黒字を確保したところでございます。

しかしながら、道財政を取り巻く状況は依然として厳しく、今後も多額の収支不足額が見込まれますことから、引き続き、財政健全化に向けた取組を進める必要があるものと認識をしております。

**○高田真次委員** 次に、道税についてでございますが、道税は道の貴重な自主財源であり、安定的な財政運営を行うためには、その総額を確保していくことが非常に重要となっております。

令和6年度の道税収入の決算額は約6747億円となっております、これは、過去最高額であった令和

【第1分科会 11月12日 第5号】

5年度から約237億円増加し、4年連続で過去最高額を更新したとのことであります。

前年度を大幅に上回る事となった要因について伺います。

○安住太伸委員長 税務課長内見和幸君。

○内見税務課長 令和6年度の道税収入についてであります。前年度の決算額との比較で主な税目について申し上げますと、個人道民税が定額減税の影響などにより約44億円減となったものの、法人事業税が道内外ともに企業業績が堅調に推移したため、前年の所得を上回ったことにより約148億円増、地方消費税譲渡割が物価上昇などの影響により約140億円増加したことなどから、道税全体では、前年度の決算額を約237億円上回る6747億円となったところでございます。

○高田真次委員 道では、これまで様々な徴収対策を講じて道税の収入未済額の縮減に取り組んでおりますが、収入未済額が約72億円と多額となっていることに変わりはありません。今後、収入未済額の縮減を図っていくためには効果的な対策が必要であります。

道は、収入未済額のさらなる縮減に向け、どのように取り組むのか、伺います。

○安住太伸委員長 税務対策担当課長水谷正宏君。

○水谷税務対策担当課長 収入未済額の縮減の取組についてでございますが、道税収入の確保は、安定的な財政運営に重要でありますことから、収入未済の縮減に向けた取組が重要と認識しております。

このため、例えば、個人道民税については、事業者が給与から天引きする特別徴収を未実施の事業者に働きかけたほか、広域的徴収組織への道職員の派遣や徴収事案の引受けなど、市町村と連携した取組を行ってきたところでございます。

引き続き、その他の税を含め、給与や預貯金の差押えなど滞納処分を徹底するとともに、スマートフォンアプリやクレジットカードを活用したキャッシュレス納税による自主納税を促進するなど、収入未済額の縮減に取り組んでまいります。

○高田真次委員 さきの第2回、第3回定例会予算特別委員会において我が会派同僚議員が質問したとおり、昨今、金利の上昇が顕著であり、令和6年度の道債発行金利の実績は1%を超え、また、道の予算金利を国の令和8年度概算要求ベースの2.6%に引き上げた場合の道債償還費は、機械的な試算であります。単年度で30億円程度の影響があるということでございました。

これは、単純にその分の財政収支などを悪化させることとなりますから、我が会派では、金利の上昇により危機的な財政状況に陥らないよう、金利上昇の影響をできる限り軽減するための対応策の検討を求めてきたところであります。

そこで、いわゆる金利のある世界により、財政負担の増加が見込まれる状況の中、道では今後どのような対応を検討しているのか、伺います。

○安住太伸委員長 資金担当課長中村陽一君。

○中村資金担当課長 金利上昇への対応についてでございますが、近年、日銀による政策金利の引上げなどの影響を受けまして、本道の地方債発行金利は上昇傾向にあり、基幹債である市場公募10年債の発行金利は、直近の本年10月において1.801%となっております。

また、道の公金保護対策の観点から、各種基金の計画的な運用のために購入している地方債などの債券における運用利率も、同年10月では1.815%まで上昇するなど、金利の上昇は、歳入、歳出の双方に影響を及ぼしているところでございます。

こうした金利状況におきまして、例えば、債券運用を行っている減債基金については、得られた運用益を基金に積み立てることにより、将来の道債償還費の負担軽減に資するものでありまして、道では、今後の各種基金残高の推移や運用可能資金の精査を行いながら、財政負担の軽減に向けた効果的な方策の検討を進めているところでございます。

**○高田真次委員** 令和6年度決算を踏まえて、先日、道が公表した令和16年度までの実質公債費比率の推移では、令和7年度の比率は20.0%となり、前年度から0.9ポイント上昇しているほか、令和8年度以降についても上昇傾向にあり、依然として高い水準で推移する厳しい見通しにあります。

このような中、国が令和8年度概算要求に当たり、国債の想定金利を0.6ポイント引き上げたことを考慮すると、道の実質公債費比率が今後さらに悪化することも懸念され、さきの定例会における予算特別委員会で我が会派同僚議員が、これまで以上に比率改善に取り組むよう指摘をしたところであります。

来年度以降、比率改善に向けてどのように取り組むのか、道の見解を伺います。

**○神長財政課長** 実質公債費比率の改善に向けた取組についてでございますが、道では、比率が高止まりする大きな要因であります減債基金の積立留保額を段階的に解消するため、毎年度の当初予算における計画的な積み戻しに加えまして、年間を通じた財政運営の中でのさらなる積み戻しに取り組んできたところでございます。

こうした取組の下、減債基金への積み戻しにつきましては、令和6年度決算においては60億円、7年度当初予算においては30億円を措置するなど、令和3年度以降の累計で320億円の積み戻しを行いまして、積立留保額の段階的な解消に努めてまいりました。

実質公債費比率は、今後も高い水準で推移する厳しい見通しにありますことから、引き続き、当初予算編成時における減債基金への計画的な積み戻しや、年間の財政を通じたさらなる積み戻しに取り組むとともに、歳入確保や新規道債発行の抑制に努めるなど、比率の改善に向けた取組を着実に進めてまいります。

**○高田真次委員** 令和6年度末の財政調整基金残高は約353億円とのことでありますが、今後も多額の収支不足額が生じる見込みにある中、毎年度の当初予算編成を安定的に行うためには、基金残高の確保は極めて重要な取組であります。

道は、今後、財政調整基金の確保にどのように取り組んでいくのか、伺います。

**○神長財政課長** 財政調整基金の確保についてでございますが、令和6年度末に353億円でありました財政調整基金の残高は、7年度当初予算において多額の取崩しを行いました一方、6年度決算の確定に伴い、決算剰余金の積立てなどを行いました結果、現時点における7年度末の残高として311億円程度になるものと見込んでおります。

【第1分科会 11月12日 第5号】

財政調整基金は、大幅な歳入減や大規模災害等の不測の事態などへの備えとなりますほか、来年度以降も多額の収支不足が生じる厳しい財政状況の中でありまして、中長期的な視野に立ち、持続的な財政運営を行う上で、残高の確保は極めて重要と認識をしております。

このため、道としましては、引き続き、歳入歳出予算全体にわたる徹底した精査を行うことはもとより、年間を通じた歳入確保や効率的な予算執行等により財源の捻出を図りまして、基金残高の確保に最大限取り組んでまいります。

○高田真次委員 最後に、今後の財政運営について伺います。

さきの定例会における我が会派代表質問に対し、知事から、改めて収支見通しの精査を行った上で、持続可能な財政構造を目指す観点から、今後の財政運営に関する新たな方針の検討を進め、年内にもその方向性を示すとの答弁がありました。

収支見通しの精査に当たっては、現在は金利上昇局面にあることから、第3回定例会予算特別委員会で我が会派同僚議員が、金利上昇による影響を適切に見込むよう指摘したほか、先月初めには、道の人事委員会から4年連続となる職員給与の引上げ勧告もあったところであります。

道では、現在、収支見通しに関する作業を進めているものと考えますが、現時点での精査の状況について伺います。

○神長財政課長 収支見通しの精査についてでございますが、道では、来年度以降の財政健全化に向けた取組などの検討に当たりまして、現在、収支見通しの精査を進めております。

現時点における主な変動要素といたしましては、歳出面では、人事委員会勧告への対応等に伴います人件費の増加や、国の概算要求を踏まえ、道債の予算積算金利を2.6%に置き換えて試算をすることによって道債償還費の増加が見込まれるところでございます。

一方、歳入面におきましては、近年の道税収入の状況や、国が将来推計として示す名目経済成長率を踏まえました税収の増加のほか、人件費などの需要増を勘案した地方交付税の増を見込むこととしております。

こうしたことを踏まえますと、来年度以降の収支不足額は、現時点におきましては、本年第1回定例会でお示しをされました収支見通しとおおむね同程度の規模になるものと見込んでおりまして、引き続き、見込み得る変動要素を可能な限り把握しました上で、収支見通しの精査を進めてまいります。

○高田真次委員 ただいま、現時点での収支見通しの精査の状況を伺いましたが、来年度以降も、現在公表している見通しとおおむね同規模程度の収支不足額が見込まれるとのことでありました。

道では、これまで、収支不足額に対しては、収支均衡を図るため、毎年度、収支対策を講じてきておりますが、今後も収支不足額が生じる見込みにあることから、引き続き、収支対策を講じる必要があると考えます。

道では、来年度以降の収支対策についてどのように検討しているのか、伺います。

○安住太伸委員長 財政局長藤原啓裕君。

○藤原財政局長 来年度以降の収支対策についてでございますが、道では、これまでも、中長期の収支見通しを踏まえ、行革債などの特別な地方債の活用といった財政的調整に加えまして、歳出削減や歳入確保など複数年にわたる収支対策を設定し、収支不足額の縮小に向けて取り組んでまいりました。

来年度以降につきましても、多額の収支不足額が見込まれますことから、引き続き、収支対策を設定の上、財政健全化に向けた取組を計画的かつ着実に実行していくことが重要と認識しております。

対策の内容につきましては、収支見通しの精査と併せまして、現在、検討を進めているところでございまして、これまでの取組やその成果等も踏まえつつ、持続可能な財政構造の確立を目指す観点から、今後、必要となる対策をお示ししてまいります。

○高田真次委員 道財政は、来年度以降も多額の収支不足額が生じ、実質公債費比率も高い水準で推移する厳しい状況が見込まれております。

道では、これまでも、財政運営に関する方針において財政健全化に向けた目標を設定し取り組んできておりますが、今後も目標を掲げて取組を進めていく必要があると考えるところであります。

道は、次期方針では、財政健全化に向けてどのような目標を設定しようとしているのか、伺います。

○坂本総務部長兼北方領土対策本部長 財政健全化に向けた目標についてでございますが、道では、これまで、行財政運営の基本方針に基づき、収支不足額の縮小と実質公債費比率の改善を目標に据えまして、財政健全化に向けた取組を進めてきたところでございます。

今後におきましても、物価や金利の上昇など社会経済情勢の変化に的確に対応しつつ、中長期的な政策課題に着実に取り組んでいくためには、目標を設定の上、計画的に財政健全化に向けた取組を推進していくことが重要と認識しております。

このため、財政健全化に向けた目標につきましては、現在、検討を進めているところでありますが、今後、来年度以降も多額の収支不足額が見込まれることや、比率が依然として高い水準で推移する見通しにあるなど、道財政が引き続き厳しい状況にあることを踏まえまして、持続可能な財政構造の確立を目指す観点からお示ししてまいります。

○高田真次委員 ただいま、今後の財政運営などについて答弁をいただいたところでありますが、厳しい財政状況にある中、来年度以降の収支対策や財政健全化目標の設定などについては重要な取組であると考えますので、改めて知事の考えをお聞きしたいと思います。委員長におかれましては、お取り計らいのほどをよろしくお願い申し上げます。

以上で私の質問を終わります。

○安住太伸委員長 高田委員の質疑は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

小林千代美君。

○小林千代美委員 おはようございます。

【第1分科会 11月12日 第5号】

財政運営について、まず伺います。

初めに、実質収支についてです。

令和6年度における道の一般会計の実質収支は約163億円と、多額の黒字となっております。もし予算編成の時点でしっかりと精査できていれば、これだけの財源があったのですから、我が会派がこれまで何度も求めてきたように、道が繰り返し実施してきたLPガスや特別高圧電力、あるいは、お米・牛乳券事業などでは、支援の対象となっていなかった方々を対象とする道独自の新たな物価高対策も実施できて、少しでも影響が緩和されたのではないかと考えます。

そこで、6年度の実質収支に関する認識を伺うとともに、実質収支が多額となった要因を併せて伺います。

○安住太伸委員長 財政課長神長賢人君。

○神長財政課長 実質収支についてでございますが、令和6年度におきましては、道税などの歳入の確保に努めますとともに、予算の効率的な執行を図ってまいりましたほか、社会保障関係経費において実績が見込みを下回ったことなどによりまして、結果として約163億円の黒字となったところでございます。

この実質収支の多寡のみをもちまして、財政状況のよしあしを一概に申し上げることは難しい面がございますが、道財政は今後も多額の収支不足額が見込まれる状況にありますことから、引き続き、財政健全化に向けた取組を進める必要があるものと認識をしております。

○小林千代美委員 もちろん、収支改善による財政再建は必要です。一方で、道内経済、道民生活が、今、大変厳しい状況にあります。

ここ数年の多額の実質収支を踏まえれば、その財源を活用して、物価高対策など、積極的な財政出動を速やかに行うべきではないでしょうか。改めて伺います。

○神長財政課長 実質収支についてでございますが、令和6年度における約163億円の実質収支につきましては、予期しない歳出の増加等への対応や、年度間の財源調整のため、地方財政法に基づきましてその半分を財政調整基金に積み立ててございます。また、その残余については、繰越金として、この年度内の追加財政需要に活用をしているものでございます。

道財政は、今後も多額の収支不足額が生じる厳しい状況でありますことから、財政調整基金をはじめといたしまして、様々な財政需要に必要となります財源の確保に努めてまいりますことが重要であると認識をしております。

○小林千代美委員 次に、道税収入について伺います。

道の貴重な自主財源である道税については、令和5年度まで過去最高額の決算額を3年連続で更新するなど、好調に推移してきたと承知しています。

そこで、令和6年度の道税決算の状況について、過去との比較、推移等も含めて伺います。

また、そうした税収増の主な要因と、足元の税収動向を踏まえた令和7年度の税収の見通しについても併せて伺います。

○安住太伸委員長 税務課長内見和幸君。

**○内見税務課長** 道税収入の状況についてであります。道税全体の収入額について、過去3か年の状況を前年度決算額との比較で申し上げますと、令和4年度は約300億円増の約6488億円、5年度は約22億円増の約6510億円、6年度は約237億円増の約6747億円となり、4年連続で過去最高を更新する決算額となったところでございます。

令和6年度における主な増加要因は、個人道民税が定額減税の影響などにより約44億円減となった一方で、法人事業税が、道内外ともに企業業績が堅調に推移し、前年の所得を上回ったことにより約148億円増、地方消費税譲渡割が物価上昇の影響などにより約140億円増加したことなどによるものでございます。

また、令和7年度については、定額減税が終了したことによる個人道民税の増収が見込まれるものの、法人2税や地方消費税は景気などに大きく影響を受けることから、現時点で具体的に年間の道税収入額を見通すことは難しいところでありますが、今後とも、経済動向などを十分に注視しながら、その確保に最大限取り組んでまいります。

**○小林千代美委員** 今、道税の増加の要因を説明していただきましたけれども、個人道民税の定額減税というのは国の制度で、一部、令和7年まで引き続くものもありますけれども、多くは令和6年度で終わるものです。法人事業税は、企業の業績が好調とありますけれども、一方で、物価の上昇に伴って名目所得が増加したことにより、それによって法人事業税も増加をしたという面もあると思います。

また、地方消費税につきましては、消費活動が活発化したというのではなくて、物価上昇によって、それにより支払った消費税も増えたというところがあるのではないのでしょうか。決して、道内好景気で道税収入が増えていたわけではないと考えます。ぜひとも、道内経済活動、あるいは道民生活を、今後もしっかりと注視をしていただきたいとお願い申し上げます。

続きまして、暫定税率の影響について伺います。

与野党6党合意により、いわゆるガソリン、軽油の暫定税率が廃止されることが合意され、軽油の暫定税率は来年の4月1日に廃止されます。軽油引取税と地方揮発油譲与税がなくなり、地方自治体の税収に大きな影響を及ぼすと考えられます。廃止に伴う財源確保について、国に対し、しっかりと求めていくべきと考えますが、認識を伺います。

**○安住太伸委員長** 財政局長藤原啓裕君。

**○藤原財政局長** いわゆる暫定税率の廃止についてでございますが、今般、与野党6党間で合意されました揮発油税等の暫定税率の廃止によりまして、ガソリンにつきましては1リットル当たり25.1円、軽油については17.1円、それぞれ税率が下げられることとなりまして、自動車等を利用する道民や道内企業の皆様の税負担が軽減される一方で、本道の重要な歳入であります軽油引取税や地方揮発油譲与税にも相当規模の減収が生じるものと認識してございます。

このため、道では、これまで、地方6団体などとも連携しながら、地方自治体の財政運営に支障が生じることがないように、代替の恒久的な財源措置を講ずるなど、国、地方を通じました安定的な財源確保を国に求めてきたところでございます。

【第1分科会 11月12日 第5号】

こうした要望などにより、このたびの合意の中において、地方の財政運営に支障が生じないよう、地方財政措置において適切に対応するといった方針が明記されまして、安定財源の確保について、今後検討し、結論を得るとされたところでございます。

道といたしましては、引き続き、国における検討状況を注視いたしますとともに、必要に応じ、全国知事会と連携を図りながら対応してまいります。

○**小林千代美委員** これにつきましては、地方自治体にとっても大変重要な課題となってまいります。しっかりとした対応をお願い申し上げます。

次に、金利上昇について伺います。

昨年3月に、日本銀行がマイナス金利の解除を決定して以降、国債や地方債の金利は上昇傾向にあるものと承知しております。

そこでまず、令和6年度における道債の発行金利の実績と、それと比較して現下の道債の金利の動向がどうなっているかについて伺います。

また、道では、7年度当初予算での想定金利を国と同じ2.0%に引き上げましたが、今年8月の財務省の概算要求では、国債の想定金利を2.6%とし、さらに引き上げています。道においても予算金利をさらに引き上げるのか、今後の対応も併せて伺います。

○**安住太伸委員長** 資金担当課長中村陽一君。

○**中村資金担当課長** 道債の発行金利についてでございますが、基幹債でございます市場公募10年債におきまして、令和6年度の発行金利が、日銀による7月の政策金利0.25%への引上げの影響もありまして、年度当初の0.865%から年度末には1.361%まで上昇し、年間を通した加重平均発行金利は1.025%となったところでございます。

また、7年度におきまして、発行金利が年度当初の1.422%から直近の10月には1.801%まで上昇し、この間の加重平均発行金利は1.632%となっております。

道債の予算金利につきましては、経済情勢の変化に伴い、金利が急激に上昇した場合にあっても利払いが滞ることのないよう、その変動リスクなどを十分考慮の上、国債の予算積算金利も参考にして設定しているところでございまして、今後とも金利動向を見極めつつ、8年度当初予算の編成過程において検討してまいります。

○**小林千代美委員** 次に、実質公債費比率について伺います。

道は、令和6年度決算と併せ、実質公債費比率の算定結果と将来推計を公表しました。7年度の比率は20.0%と前年度よりも0.9ポイント上昇し、47都道府県で最悪の状況が継続しています。8年度以降の推計については、当初予算時点と比べると若干改善している年度もあるものの、依然として高止まり傾向にあり、推計の最終年度である令和16年度においては23.7%に達する見込みとなっております。

そこで、この実質公債費比率が高止まりする要因について、道は、どのように分析し、実質公債費比率の改善に向けてどのように取り組むのかを伺います。

○**藤原財政局長** 実質公債費比率についてでございますが、今後も比率が高い水準で推移する要

因といたしましては、収支対策として行った減債基金の積立留保の影響によりまして基金積立額が不足する中、過去の大規模な景気対策の際に発行した道債が多額の償還が生じる最終年を順次迎えますことから、元利償還金や基金の積立不足の状況などに応じて加算される額が増加することなどによるものでございます。

このため、比率の改善に向けましては、引き続き、当初予算編成時における減債基金への計画的な積み戻しや、年間の財政運営を通じたさらなる積み戻しに取り組みますとともに、歳入確保や新規道債発行の抑制などに努めてまいります。

**○小林千代美委員** 新たな方針の策定について伺います。

本年第2回定例会の我が会派の代表格質問において、行財政運営に関する新たな方針の策定に向け、今後の財政健全化方策について知事の所見を伺ったところ、持続可能な財政構造の確立の観点から、新たな方針の検討を進めるなどと答弁がありました。

道財政は、税収が好調な一方で、さらなる金利の上昇による道債償還費の負担増や、高止まりする実質公債費比率の悪化、人件費の増加や物価の高騰、資材価格、エネルギー価格の増嵩も懸念されるなど、財政状況の好転は見通せません。

道は、新たな方針における財政健全化に向けた目標や収支対策についてどのように検討しているのかを伺います。

**○安住太伸委員長** 総務部長兼北方領土対策本部長坂本隆哉君。

**○坂本総務部長兼北方領土対策本部長** 財政健全化に向けた目標などについてでございますが、道では、これまで、収支不足額の縮小と実質公債費比率の改善を目標に、財政健全化に向けた取組を進めてきたところであります。

今後におきましても、物価や金利の上昇など社会経済情勢の変化に的確に対応しつつ、中長期的な政策課題に着実に取り組んでいくためには、目標を設定の上、計画的に財政健全化に向けた取組を進めていくことが重要と認識しております。

このため、財政健全化に向けた目標や収支対策につきましては、収支見通しの精査と併せて、現在、検討を進めているところでありまして、今後、来年度以降も多額の収支不足額が見込まれることや、比率が依然として高い水準で推移する見通しにあるなど、道財政が引き続き厳しい状況にあることを踏まえまして、持続可能な財政構造の確立を目指す観点から目標等をお示ししてまいります。

**○小林千代美委員** 財政運営について今まで伺ってまいりましたけれども、この点については知事からも考えを伺いたく、委員長のお取り計らいをお願いいたします。

次に、情報公開について伺います。

まずは、令和6年度の情報公開制度の実施状況における対象公文書数及び請求に対する開示決定等の内容について伺います。

**○安住太伸委員長** 行政情報センター所長渡邊幹夫君。

**○渡邊行政情報センター所長** 令和6年度の情報公開制度の実施状況についてでございますが、

対象公文書数は1万4253件であり、請求に対する開示決定等の内容としては、開示が6409件、一部開示が6397件、不開示が71件、不存在が837件となっているところでございます。

○**小林千代美委員** 北海道情報公開条例第10条には、開示義務とありまして、一定の場合を除き、公文書の開示をしなければならないとあります。不開示となる一定の場合というのは、(1)から(8)まで事例が挙げられておりまして、例えば、個人情報に関する部分、法人情報に関する部分、公共安全情報や国家安全情報などが記載をされておりますけれども、北海道の場合、公文書の不開示とするところは、誰がどのように決定しているのかを伺います。

○**渡邊行政情報センター所長** 公文書の開示決定等の手続についてでございますが、情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、北海道事務決裁規程に基づき、原則として、公文書を所管する担当課の課長が、条例等の趣旨に照らし、開示するかどうかの決定を行っております。

担当課は、その決定等を行うに当たりまして、行政情報センターへの協議を行うこととなっており、センターは、開示決定等の内容が条例や通達、情報公開・個人情報保護審査会の答申などの内容に適合しているかを確認し、必要に応じ、助言や修正等を行っております。

こうした手続を経て、担当課において、改めて制度等の趣旨を踏まえ、慎重に検討し、開示等の決定をしているところでございます。

○**小林千代美委員** 開示、不開示の決定は、担当課において行われるということ伺いました。

例えば、ある行政文書の内容に法人情報が含まれる場合、その法人に確認して不開示部分というのを決定しているのでしょうか。それとも、その担当課が、ここは不開示にすべきだろうというような判断で不開示となっているのでしょうか、伺います。

また、その開示、不開示の決定は、どのように道としての判断となるのかを伺います。

○**渡邊行政情報センター所長** 法人情報の開示等の判断についてでございますが、開示請求に係る公文書に法人情報が記録されているときは、情報公開条例第18条の規定に基づき、開示決定等をするに当たり、当該情報に関する法人に対し、意見書を提出する機会を与えることができることとされております。

これは、法人に対して意見書を提出する機会を与えることによって、より慎重かつ公正な開示決定等を期すという趣旨であり、法人に意見を求めるかどうかは、それぞれの事案に応じて担当課が判断を行っているところでございます。

また、開示決定をするに当たっては、条例等の趣旨や目的に照らすとともに、提出された意見の妥当性なども考慮し、判断しているところでございます。

○**小林千代美委員** ぜひとも、その判断をされる担当課として、情報公開条例の趣旨が、開示が原則であるということ、そして、開示が公共の福祉に資するものであるということを中心として対応に当たっていただきたいと思っております。

情報公開制度というのは、自治体によって内容に大きく差があるというふうに言われております。といたしますのも、この情報公開制度というのは、自治体から発生をしてきた、自治体から出てきたという背景があります。40年以上も前になりますけれども、一番最初、昭和57年に、山形

県の金山町というところが情報公開条例をつくった。同じ年に、神奈川県でも条例が制定をされました。その後、全国的に自治体での条例の制定というものが広がってまいりまして、平成10年に全ての都道府県で制定をされたと認識しておりまして、ここ北海道でも、情報公開条例ができたのは平成10年です。

その後の平成11年に、国で情報公開法というものが成立をいたしました。条例というのは、大概、国で法律ができますと、法律の中に自治体の義務というものが書かれたりして、それによって自治体で条例をつくられるということがよくあるケースなのですけれども、この情報公開につきましては、自治体から出来上がってきたという背景がありまして、自治体によって成立したその情報公開条例というのは、かなり差があるというふうに認識しております。

ですので、自治体ごとで、一概に比較をすることはなかなか難しいと思います。北海道は、先ほど件数を伺いましたけれども、請求に対する開示が約45%、不開示が約45%という数字でした。約45%がいわゆる黒塗りとなっているわけです。情報公開制度というのは、自治体の信頼性と民主主義を高めるための制度だと思います。過剰と思われる不開示、文書不存在などは不信感を招くものになりかねず、自治体の態度が如実に表れると考えます。情報公開制度は、住民が道政に関心を持ち、行政が民主主義を実践するバロメーターの一つであると考えます。

部長は、他の自治体の事例もよく御存じでいらっしゃると思います。道の情報公開の在り方と今後の取組姿勢について伺います。

**○坂本総務部長兼北方領土対策本部長** 情報公開の在り方と今後の取組姿勢についてでございますが、道が保有する情報は道民の共有の財産でありまして、これを広く公開することは、開かれた道政を推進していくために不可欠なものと認識しております。

情報公開制度は、誰もが知りたいときに自由に知り得るよう知る権利を明らかにするとともに、道政の諸活動について説明する責任を全うすることにより、その公開性を高め、道民参加を促進するものとしていただいております。

道といたしましては、こうした制度の趣旨を踏まえ、開示決定等の判断が適切に行われるよう、職員向けの研修を実施し、理解の促進に努めているところでありまして、引き続き、こうした取組の充実を図りながら、職員一人一人の理解を深め、適切な情報公開請求への対応が図られるよう取り組んでまいります。

**○小林千代美委員** もちろん職員の方一人一人に御理解を深めていただくことは大切だと思いますけれども、職員が個人的に判断しているものではなく、あくまでも道としての態度、方策というものがそこにはあると考えます。この情報公開というのは、道の責務であり、道民の知る権利、あるいは、道民の道政への参画を促進するものです。この点につきまして、知事のお考えも伺いたく、委員長の取り計らいをお願い申し上げます。

以上で質問を終わります。

**○安住太伸委員長** 小林(千)委員の質疑は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

【第1分科会 11月12日 第5号】

説明員交代のため、このまま少しお待ちください。

総務部所管に関わる質疑の続行であります。

赤根広介君。

○赤根広介委員 それでは、通告に従い、初めに、札幌医科大学の経営状況等についてであります。

令和6年度の札医大の決算について、道の受け止めと併せて、まず伺います。

○安住太伸委員長 大学法人担当課長下館広慎君。

○下館大学法人担当課長 札幌医科大学の決算についてであります。札幌医科大学の令和6年度決算では、経常費用約426億円に対し、経常収益が約403億円にとどまり、経常損益は約23億円の赤字となっております。

また、最終的な損益につきましては、総損失が約18億8000万円になっており、経営状況は大変厳しい状況にあると認識しております。

○赤根広介委員 今、経営状況は大変厳しいという認識を示されたわけではありますが、こうした経営悪化が及ぼす影響というのは非常に重大であると考えられるわけでありまして。

道は、本道の地域医療を支える中核機関の経営状況の悪化をどのように認識しているのか。また、現時点で、教育・研究・診療活動、地域医療支援などに具体的な影響は生じていないのか。さらに、今後、赤字が拡大した場合、どの段階でどの分野に支障が生じると想定しているのか、総務部長の見解を伺います。

○安住太伸委員長 総務部長兼北方領土対策本部長坂本隆哉君。

○坂本総務部長兼北方領土対策本部長 経営状況等に対する認識についてでございますが、札幌医科大学の経営状況につきましては、近年の急激な物価高騰や受診行動の変化、新型コロナウイルス感染症関連補助金の減少などによりまして、経常損益が令和5年度、6年度と連続して赤字、その額も増加しているなど、札幌医科大学の運営は厳しい状況が続いているものと認識しております。

こうした状況の中、札幌医科大学では、事業の徹底した精査や計画的な経営を実施することで、現時点では、札幌医科大学による質の高い医療サービスの提供や地域医療を支える人材の育成などに具体的な支障は生じていないものと認識しておりますものの、今後、赤字が拡大していった場合には、医療機器や施設の更新の延期、医師確保への支障などが生じ、教育研究機能の縮小や、地域医療の提供に影響を及ぼす可能性があると考えております。

○赤根広介委員 今御答弁いただきました、今後懸念される影響、これを生じさせないためにも、経営の立て直しというものが必要なわけでありまして。

そこで、札幌医科大学における過去5年間の収入構成の推移及び人件費比率、医薬材料費比率、固定経費の動向など、主要経費構造の経年変化をどう把握されているのか、伺います。

○下館大学法人担当課長 主要経費構造などについてでございますが、過去5年間の収入構成は、令和2年度は診療収入が65.1%、運営費交付金が17.8%、令和3年度はそれぞれ65.3%、

15.9%、令和4年度は66.4%、17.3%、令和5年度は70.2%、20.2%、令和6年度は70.9%、21.6%、また、支出の主要な経費構成につきましては、令和2年度は人件費が43.3%、医薬材料費が31.3%、各種業務委託契約費が6.6%、令和3年度はそれぞれ42.4%、30.5%、7.0%、令和4年度は42.1%、30.7%、6.6%、令和5年度は40.7%、31.8%、6.4%、令和6年度は41.3%、31.6%、6.6%と推移しております。

○赤根広介委員 今御答弁いただきました指標の変化に対し、道として、どのような評価分析を行い、経営改善に向けてどのような分野を重点的に対応が必要と考えているのか、伺います。

○下館大学法人担当課長 評価分析などについてでございますが、令和6年度と5年前の令和2年度の収入及び支出を金額ベースで見ると、収入の大半を占める診療収入が13.1%、約33億2100万円増加しているものの、主要な経費である人件費や医薬材料費がそれぞれ10.5%、16億7500万円、16.8%、19億3600万円増加しており、収益の伸びを上回るペースで費用が増加している状況にあります。

このような状況は、近年の急激な物価高騰による医薬材料費の増加や給与改定による人件費の増加などが主な要因であると考えられ、こうした状況の改善に向けては、診療収入をはじめとする収入の一層の確保はもとより、診療収入に占める医薬材料費比率の抑制や、各種業務委託契約費など管理経費の縮減を図っていくことが必要と考えております。

○赤根広介委員 次に、経営悪化の要因分析を踏まえ、道として、札医大に具体的にどのような指導、助言を行っているのか、伺います。

○下館大学法人担当課長 助言などについてでございますが、札医大の経営改善に向けては、医薬材料費比率の抑制や各種業務委託契約費などの縮減を図っていくことが必要であることから、道といたしましては、本年3月に、札医大が策定した第4期中期計画に定めている指標の進捗や取組状況のほか、予算の執行状況について情報を共有する中で、札医大の経営状況や課題について把握するとともに、後発医薬品などの導入促進や院外処方の徹底といった医薬材料費比率の抑制の取組や、各種業務委託内容の検証や精査のほか、医療統合システムの更新による業務の効率化など、経費の抑制に向けた取組について札医大とともに協議を行ってきたところでございます。

○赤根広介委員 ただ、医薬材料費比率の抑制、こうした経費については、私は、もう自助努力の限界に来ているのではないかと思うところであります。

そこで、財政面、人材面、制度面のそれぞれにおいて具体的にどのような支援を行っているのか、伺います。

○下館大学法人担当課長 道による支援についてでございますが、財政面では、法人運営に必要な運営費交付金のほか、就学支援や施設整備に関する補助金、医療機器設備整備費貸付金など、令和6年度においては約112億8053万円を交付しております。

また、大学教授や公認会計士、民間病院医師などの外部有識者で構成する評価委員会におきまして、教育研究活動、財務状況などに関する業務実績の評価や、業務運営の改善に関する助言を

行っているところでございます。

○赤根広介委員 一方、大学としては経営改善に向けてどのような取組を行っているのか、伺います。

○下館大学法人担当課長 経営改善の取組についてでございますが、札医大では、経営改善に向け、後発医薬品などの導入促進や、院外処方徹底による医薬品費の削減、医薬品や医療材料価格の見直し交渉の実施のほか、国立大学病院長会議などが実施している医療材料共同調達事業へ参加することで、医薬材料費比率の抑制や業務運営の効率化による管理経費の縮減に取り組むとともに、在院日数の適正化や適切な入退院管理による病床利用率の向上に向けた取組、さらには、病棟・病床運用の見直しの実施などによる診療収入や、寄附金、特許使用料など、自己収入の確保に取り組んでおります。

○赤根広介委員 ただいま御答弁いただきました大学の経営改善の取組について、道では、実行状況をどう把握し、評価されているのか、伺います。

○下館大学法人担当課長 評価などについてでございますが、札医大においては、後発医薬品などの導入や院外処方の徹底、医薬品や医療材料価格の見直し交渉などにより医薬材料費比率の割合が低減しているほか、在院日数の適正化や適切な入退院管理により病床利用率が向上するなど、収入の確保と経費の縮減に向けた取組を着実に進めているものと認識しております。

○赤根広介委員 こうした札医大の経営状況につきましては、昨年来、議論させていただいているところでありますが、経営は、単年度の赤字にとどまらず、令和6年度のキャッシュフローは、業務活動が約2億円の赤字、投資活動が約15億円の赤字、財務活動が約5億円の赤字となっており、今後の収支動向によっては、運転資金の確保や投資的経費の抑制などに影響が及ぶおそれがあると考えられるわけですが、この点、道の認識を伺います。

また、道は、大学の中期的な収支見通しをどのように把握されているのか、その受け止めと併せて伺います。

○安住太伸委員長 総務部次長兼行政局長岡本拓司君。

○岡本総務部次長兼行政局長 今後の収支見通しなどについてでございますが、札医大におきましては、医薬材料費比率の割合の低減や病床利用率の向上など経営改善に向けた取組が進められておりますが、今後の収支動向によりましては、運転資金への影響をはじめ、医療機器の更新や施設整備の修繕など、投資的経費に影響を及ぼす可能性があるものと考えております。

また、札医大が経営改善に向けた努力を続ける一方で、仮に経営悪化の背景にあります物価高騰などが当面続いた場合や、令和8年度に改定される予定の診療報酬の内容によりましては、現状の医薬材料費や人件費といった経費の増加が診療収入の増加を上回るといった、増収減益傾向が継続することが懸念されております。

○赤根広介委員 非常に不安要素が多いのだというふうに思うわけでありませう。

運転資金の確保については、地方独立行政法人法の借入れは、上限額の設定や年度内償還の原則など制約が多く、また道の許可を要するものであり、手続にも時間を要することもあることか

ら、長期的な経営の見通しや経営状況をしっかりと共有し、適時適切な対応を取る必要があると考えるわけであります。

道と札医大の情報共有や連携体制はどのようになっているのか、伺います。

**○下館大学法人担当課長** 連携体制についてでございますが、運転資金につきましては、札医大の資金管理計画を基に、運営費交付金を四半期ごとに必要額を交付しており、法人運営に支障がないよう進捗状況を把握しているほか、札医大とは、日々の業務はもとより、道の許可や手続に時間を要する案件などにつきまして、十分な情報共有や意見交換を行いながら、スケジュールを共有し、必要なタイミングで手続などを取り進めることができるよう連携を図っているところでございます。

**○赤根広介委員** 現下の状況を踏まえますと、経営状況の適切な把握に向けて、経営改善計画等を策定し、協力して推進管理を行うなどの取組が必要と考えるわけでありますが、見解と今後の対応を伺います。

**○下館大学法人担当課長** 今後の対応についてでございますが、札医大では、経常収支の悪化や地域医療体制の確保などといった課題を踏まえ、第4期中期計画を策定するとともに、令和7年度から附属病院に経営戦略部を新設し、経費節減、診療収入の確保に向け、様々な取組を進めることに加え、現在、経営改善に向けた新たな計画を策定中であると承知しております。

道といたしましては、今後とも、札医大と連携を図りながら、経営改善に向けた取組や各計画の着実な実施が図られるよう取り組んでまいります。

**○赤根広介委員** 道の支援の必要性はもとより、一方で、全国の大学病院に共通する構造的な課題が昨今の札医大の状況にも顕著に現れているというふうに考えるわけであります。

そこで、道は、実態に即した診療報酬体系の見直し、あるいは、地域医療確保のための財政支援制度の充実などについて、例えば、他の自治体とも連携し、国に対して早急に要望を行うべきと考えるわけでありますが、見解を伺います。

**○岡本総務部次長兼行政局長** 国への要請などについてでございますが、道では、全国知事会などとも連携しながら、国に対しまして、物価、賃金の上昇に連動した診療報酬の仕組みの導入や財政措置の充実について要望しておりますほか、道を含め、全国の公立医科・歯科大学の設置団体で構成いたします全国公立医科・歯科大学設置団体協議会としても、大学附属病院が適切に高度医療を提供できるよう、診療報酬を見直すことなどについて要望を行っているところでございます。

道といたしましては、今後とも、他県などとも連携をし、国に対し、財政措置のさらなる充実や物価高騰等の影響を診療報酬に反映することについて要望するなど、公立医科大学に対する支援強化に向け取り組んでまいります。

**○赤根広介委員** 今日も様々議論させていただきましたが、経営支援に加え、札医大が行う遠隔医療等の今後の地域医療を支える先進的な取組、あるいは、人材確保に向けた選抜、研修などの方法の弾力化や充実強化など、将来の地域医療を支える取組について、道としても積極的に関与

し、北海道の未来の医療を支えるための先行投資として積極的な支援を行っていくべきと考えるわけであります。

総務部長の認識と、今後に向けた具体的な見解をお伺いいたします。

**○坂本総務部長兼北方領土対策本部長** 今後の対応についてでございますが、札幌医科大学は、地域に貢献する多くの医療人を育成するとともに、高度先進医療などの提供、地域への医師派遣に積極的に取り組むなど、本道の地域医療の確保や道民の健康維持増進に大きな役割を果たしております。

道といたしましては、中期計画に掲げる各般の取組や、札幌医科大学における収支改善に向けた取組の着実な実施はもとより、社会情勢の変化や地域医療の支援に向けた様々な課題に対しても緊密に連携し、札幌医科大学が、医学・医療の攻究と地域医療への貢献といった建学の精神の下、将来にわたって本道の地域医療の確保や道民の健康の維持促進に貢献する役割を果たしていくことができるよう、引き続き、必要な支援を行ってまいります。

**○赤根広介委員** 今、部長から御答弁をいただきましたが、やはり、診療報酬制度の不備、あるいは、大学病院特有の収益構造に踏み込んだ言及が、いまいち、私としては乏しく感じざるを得なかったわけであります。

また、先ほども申し上げましたが、例えば、医薬材料費の抑制などの既存コストの削減策も、これももう既に限界まで来ているのではないかと考えるわけでありまして、抜本的な収益構造の改革や支援の必要性についての十分な認識も乏しいような印象を受けたわけであります。こうした点につきましては、知事に直接お伺いをしたいと思いますので、委員長のお取り計らいをお願い申し上げます、次に、行財政運営についてお伺いをしてまいります。

まず初めに、令和6年度の各会計の決算審査については、審査の意見として、道税などにおいて一層の収入確保対策を講じる必要があること、また、業務の効率化を徹底することが重要、さらには、持続可能な財政基盤を確立していくことが必要との考えが付されているわけですが、どのように受け止められているのか、まず伺います。

**○安住太伸委員長** 財政課長神長賢人君。

**○神長財政課長** 審査意見に対する受け止めについてでございますが、道財政は、来年度以降も多額の収支不足額が見込まれますほか、実質公債費比率も高い水準で推移するなど、依然として厳しい状況が続く見通しにあると認識をしております。

こうした中におきましても、近年の物価や金利の上昇などに適切に対処いたしますとともに、中長期的な政策課題に着実に対応してまいりするためには、監査委員からの審査意見も踏まえまして、持続可能な財政構造の確立に向けた取組を着実に実行していくことが重要でございます。

道といたしましては、財政健全化に向けた目標や収支対策につきまして、収支見通しの精査と併せて、現在、検討を進めているところでございまして、持続可能な財政構造の確立を目指す観点から、今後、目標等をお示ししてまいります。

**○赤根広介委員** 次に、主な総務費の不用額は、職員費、庁舎等管理費などで生じているわけで

ありますが、その要因について伺います。

○安住太伸委員長 総務課長大久保北斗君。

○大久保総務課長 総務費における主な不用額の要因についてであります。職員費、職員研修費、職員健康診断費におきまして、退職者や研修受講者、健康診断受診者が予定の人数を下回ったこと、訴訟費、職員保健指導費において、弁護士や産業医の活動実績等が当初の見込みを下回ったこと、また、文書館管理費、庁舎等管理費、財産管理費、職員公宅維持管理費におきまして、委託料や工事費の入札による執行残などがございまして、これらを合わせまして約15億3000万円の不用額となったところでございます。

○赤根広介委員 知事は、就任以来、1円でも無駄にしないという姿勢で予算編成に当たっているということを強調されておりますが、その割には、今回の決算審査でも、他部の審査におきましても大きな不用額というものが散見をされるわけでありまして、この点、どのように考えているのか、伺います。

○神長財政課長 予算の不用額についてでございますが、まず、令和6年度の予算編成に当たりましては、予算編成方針に基づきまして、事業目的の達成に必要な経費につきまして、精査を重ねた上で計上を行っているところでございます。

また、不用額につきましては、令和6年度の予算執行方針に基づきまして、予算の効果的、効率的な執行に努めましたほか、公共事業等において国庫支出金の内示減や入札減などが生じたことや、社会保障関係経費において実績が見込みを下回ったことなどによりまして、結果として、不用額が発生したものと認識をしております。

○赤根広介委員 道庁の予算が大体2兆5000億円から2兆6000億円でございます。その中で163億円といったら、皆さんからしたら大したお金じゃないのかなということを考えていたら、これはまたまずいわけでありまして。ただ、精査を重ねた上でもこれだけ執行残が残る、ある意味、制度的に仕方がない面もあるのかなというふうに見えるわけでありまして、知事は、予算編成について、先ほど申し上げたとおり、私は、1円でも道民の皆様からいただいている税金だから、無駄にしない、有効に使うと説明をしているわけでありまして。

一方で、私が懸念しているのは、「なおみちカフェ」とかで、結構、あちこちへ行かれている多忙な知事が、あまりにこうした予算編成の細部にまで関わると、編成作業はもとより、職員の皆さんの通常業務にまで支障が出る、こういうことを、この間の鈴木道政を見ていて懸念しているわけでありまして。若干うなずいている方もいるように見えるわけでありまして。

そこで、知事査定はどのように行っているのか、その実態及び職員の業務への影響について伺います。

○神長財政課長 予算編成作業などについてでございますが、毎年度の当初予算編成に当たりましては、道財政が多額の収支不足額が見込まれるなど厳しい状況にあることを踏まえまして、各施策や事務事業の徹底した精査や、歳出削減、効率化を図りつつ、限りある行財政資源を優先度の高い施策に効果的、効率的に配分することを基本に取り組んでいるところでございます。

【第1分科会 11月12日 第5号】

こうした方針の下、あらかじめ計画的に日程を設定し、段階的に編成作業を進めながら、その最終的な段階となる知事査定も含め、各事業内容に関する確認や議論を行っているものでございまして、これら予算編成に関わります業務を含めまして、関係各部におきましても所管する各般の業務に対応しているものと承知をしております。

**○赤根広介委員** こういう議会の場ですからね、課長もそういう答弁をせざるを得ないと思うのですけれども、一方で、具体的に言えば、知事査定も含めて、各事業内容に関する確認や議論を行っている割には、第3回定例会でも議論しましたけれども、例えば、重点政策として掲げております道内空港応需体制強化事業、道庁が、空港所在自治体とHAPと組んで実行委員会をつくってグランドハンドリングの育成の支援をしていく事業ですが、いまだに道庁が正式メンバーとして入っておらず、協議中とのことでした。知事査定で徹底的に議論して、議会の議決を得ても、なおこんな状況にあると。私は、非常に矛盾を感じるわけでありまして。それは知事に直接聞くからいいのですけれども。

そこで、知事は自ら、細かいことを言って相当、多分、嫌がられていると思うのですけれども、それでも、そういうことを繰り返しながら編成していくことも大事と思うと。全く意味が分かりませんね。皆さん、知事に、嫌われていると一方的に決めつけられている、嫌がられていると決めつけられている。私は、トップとしてはあるまじき発言だというふうに思っておりますが、皆さんは知事のことを率直にどう思っているのか、伺います。

**○神長財政課長** 今ほどお尋ねのございました事柄につきましては、組織の一職員としましてはこの場で申し上げる立場にございませんが、今後も厳しい財政状況が見込まれる中にありましては、施策や事務事業の徹底した精査、歳出の削減、効率化など、財政の健全化に向けまして議論を尽くしてまいることが重要と考えております。

**○赤根広介委員** これから、令和8年度の予算編成はまさに鈴木道政2期目の総仕上げの予算編成となる一方、いまだに方針がはっきりしていない宿泊税の使途に対する考え方、こうした今までにない不確定なイレギュラーな要素もある中で、私は、本当に予算編成が順調に行くのか、今から非常に懸念をしているわけでありまして。こうした点については、直接、知事にお伺いをしてまいりたいと思っておりますので、委員長のお取り計らいをお願い申し上げます。

次に、実質公債費比率についてであります。どのような指標であり、具体的な算定方法はどのようなものか、まず初歩的なところから伺います。

また、比率の算定方法の分母となる標準財政規模とはどのような規模のことなのか、また、道における直近3か年の状況についても併せて伺います。

**○安住太伸委員長** 資金担当課長中村陽一君。

**○中村資金担当課長** 実質公債費比率などについてでございますが、実質公債費比率は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律におきまして、毎年度、公表が義務づけられている指標の一つであり、地方公共団体の財政規模に対する実質的な借入金の返済額の負担割合を示したものになります。

その算定方法は、地方債の元利償還金と公営企業債の償還金に充当する一般会計からの繰出金などの準元利償還金を合算し、この額から普通交付税に算入される公債費等の額を控除した金額を分子とし、分母には、標準財政規模の額から普通交付税に算入される償還費の額を控除した金額を用いて、各年度の割合を求め、その比率を3か年平均したものが実質公債費比率として示されるものでございます。

また、標準財政規模は、一般財源の標準的な大きさを示す金額であり、普通交付税や臨時財政対策債に加え、普通交付税の算定に用いる標準的な地方税収入、地方譲与税、地方特例交付金、交通安全対策特別交付金を合算したことになります。

道における直近3か年の標準財政規模は、令和4年度は1兆3588億円、5年度は1兆3645億円、6年度は1兆3781億円となっているところでございます。

**○赤根広介委員** そこで、標準財政規模が少しずつ増加する一方で、比率が上昇するのであれば、分子となる元利償還金が比率に大きな影響を与えるということになるわけであり、

道では、これまで国の景気対策等の財源として多額の道債を発行してきたわけですが、この道債の新規発行額が最も多かった時期はいつ頃か、伺います。

**○中村資金担当課長** 道債の発行額についてでございますが、道では、平成4年度以降、国の大規模な景気対策に呼応するため、多額の道債を発行してきたところでございまして、そのうち、借換債を除く新規発行額のピークは平成10年度の5888億円となっております。

**○赤根広介委員** 道債はその大半が30年償還ですので、平成10年度が発行額のピークであれば、発行の30年後に当たる令和10年度以降の比率は減少傾向で推移していくと想定されるわけですが、一方、道が公表した推計では、令和16年度までが増加傾向となっているわけであり、その要因を伺います。

**○中村資金担当課長** 実質公債費比率が上昇する要因についてでございますが、道債の新規発行額は、ピークとなる平成10年度以降におきましても、国の景気対策に呼応して多額の道債発行が続いたことに加え、12年度からは、満期一括償還方式による発行額も増加したところでございます。

こうした発行状況によりまして、令和6年度以降の実質公債費比率は、これらの道債が、順次、多額の償還が生じる最終年を迎えることに伴い、元利償還金が増加するほか、過去に収支対策として行った減債基金の積立留保の影響によりまして、基金の積立額が不足している中、満期一括償還方式により発行した道債が満期を迎え、償還額が増加することに伴い、基金の積立不足の状況などに応じて加算される額が増加することなどによりまして、比率が上昇するものと認識しております。

**○赤根広介委員** こんな私でさえ、ここまで丁寧に説明してくれば、改めて減債基金の積み増しを頑張ってきた経過も再認識させていただくところであります。

減債基金の積立留保の影響で比率が高く算定されているということではありますが、その算定方法がどうなっており、どの程度、比率を押し上げているのか、伺います。

○中村資金担当課長 減債基金の積立留保の影響についてでございますが、実質公債費比率の算定におきまして、満期一括償還方式により発行した道債の償還に充てるための減債基金に積立不足がある場合、算定式の分子となる地方債の元利償還金に、満期一括償還方式の償還額に減債基金の積立不足率、これに乗じて算定した額が加算される仕組みとなっております。

こうした算定方法を踏まえまして、本年9月にお示しいたしました実質公債費比率の推計における試算条件に基づき、積立留保の影響を機械的に試算いたしますと、令和8年度から16年度までの推計期間中において、おおむね3ポイントから4ポイント程度、比率を上昇させる要因となっております。

○赤根広介委員 3ポイント、4ポイントと言っても、決して軽視できる数字ではないのかなと思うわけであります。

多額の積立留保があることで、道の比率は18%を超える高い水準で推移しているわけでありませう。この改善に向けて、減債基金へのさらなる積み戻しをしっかりと進めるべきと考えるわけでありませう。

収支不足が生じる厳しい財政状況の中で、道は、この比率改善に向け、どのような取組を進めていこうと考えているのか、伺います。

○坂本総務部長兼北方領土対策本部長 実質公債費比率の改善に向けた取組についてでございますが、道では、比率が高止まりする大きな要因であります減債基金の積立留保額を段階的に解消するため、毎年度の当初予算における計画的な積み戻しに加え、年間を通じた財政運営の中でさらなる積み戻しに取り組んできたところでございませう。こうした取組の下、令和3年度以降の累計で320億円の積み戻しを行い、減債基金の積立留保額の段階的な解消に努めてまいりました。

実質公債費比率は、今後も高い水準で推移する厳しい見通しにありますことから、引き続き、当初予算編成時における減債基金への計画的な積み戻しや、年間の財政運営を通じたさらなる積み戻しに取り組むとともに、歳入確保や新規道債発行の抑制に努めるなど、比率の改善に向けた取組を着実に進めてまいります。

○赤根広介委員 実質公債費比率の推計が令和16年度までとなっているため、比率が早期健全化基準の25%を超えるのではないかという懸念がありますが、将来負担比率が減少傾向にあることから何とか踏みとどまれるのかなという期待も感じるところでございませう。

また、標準財政規模が北海道と同等のレベルにあります神奈川県約35倍、愛知県約16倍の面積を有する本道にとって、その国土保全のための基盤整備が必要となっております。これらに要する経費が分子に乗っかるわけでありませうので、他県に比べてその比率が高くなることはやむを得ないものと考えるところもございませう。

兵庫県や新潟県など、過去に大規模な災害が発生した県の比率が高い傾向にあることを見ても、北海道は、毎年、災害級の公共事業を実施しなければいけないという、そういった特殊事情も考えたとき、いずれにしても、今後、金利の上昇局面に向けて、比率の悪化は起債の借入条件にも当然影響が出てくるわけでありませうので、しっかりと取り組むよう指摘をさせていただきます。

す。

次に、先ほども議論がございましたが、道有施設の老朽化対策についてであります。

今、議論させていただいたとおり、今後も厳しい道財政の状況が続くわけでありましたが、一方、道有施設の老朽化の問題も、この間、議論をさせていただいたわけでありまして。

現在、ファシリティマネジメント推進方針の見直しの検討をしているわけでありまして、現下の厳しい財政状況の中、道有施設の維持、継続についてどう取り組んでいくのか、伺います。

○安住太伸委員長 財産担当局長林下千栄君。

○林下財産担当局長 今後の取組についてでございますが、道では、平成28年に策定しましたファシリティマネジメント推進方針に基づき、予防保全型の修繕による長寿命化の推進など、既存ストックの有効活用に取り組んできたところでございます。

一方で、方針の策定から10年が経過しており、働き方改革の進展などに伴う執務環境の改善、地域のまちづくりの視点も踏まえた施設の集約化、複合化など、社会経済情勢の変化に対応した取組を着実に進めていくことが重要となっております。

道といたしましては、こうした変化を的確に捉えながら、施設の機能向上などの視点も踏まえ、厳しい財政状況においても庁舎等の適切な維持管理が図られるよう、より効果的な取組を進めてまいります。

○赤根広介委員 私としては、やっぱり、早く本庁舎を改築したほうがいいと思っています。それは、もう夢物語のような話かもしれませんが、そうじゃないと、これからちょっとお話しする職員の退職のほうも、あるいは採用のほうも、やっぱり、根本的なところを変えていかなきゃいけないと思っていますが、引き続きの対応を期待したいというふうに思います。

次に、退職者数について、直近3年間の自己都合退職者数の推移について、管理職、非管理職別に伺います。

○安住太伸委員長 人事課長片岡英善君。

○片岡人事課長 職員の退職状況についてでございますが、知事部局における過去3か年の自己都合退職者数は、令和4年度が206名で、そのうち管理職員が1名、一般職員が205名、令和5年度が263名で、そのうち管理職員が5名、一般職員が258名、令和6年度が303名で、そのうち管理職員が7名、一般職員が296名となっております。

○赤根広介委員 いずれも増加傾向にあるのは非常に気になるところでありますが、この要因をどう把握、分析されているのか、伺います。

○片岡人事課長 職員の退職理由についてでございますが、道では、職員が自己都合により退職する場合、可能な限りその事情を確認することとしており、特に、離職者が増加している若年層におきましては、転職や進学、あるいはその準備のためとする理由が多くを占めております。

官民を問わず、中途採用者の募集など積極的な採用活動が行われている昨今の就職状況におきましては、転職そのものを肯定的に捉えることが多くなってきていることに加えまして、多様な働き方に対するニーズが高まっており、道におきましても、やりがいを持って働き続けることが

できる魅力ある職場づくりを一層進めていく必要があるものと認識しております。

○赤根広介委員 離職防止に向けた取組について伺います。

○安住太伸委員長 人事局長古田生介君。

○古田人事局長 職員の離職防止に向けた取組についてでございますが、生産年齢人口の減少や働き手側の価値観の多様化など社会経済情勢が変化する中、道では、30歳以下の職員を中心に離職者数が増加傾向にありまして、人材確保は喫緊の課題であると認識しております。

このため、道では、本年3月に策定いたしました北海道職員人材マネジメントビジョンに基づきまして、離職防止にも効果的な、上司と部下が定期的に対話をする「1 on 1 ミーティング」や、外部の専門家から仕事やキャリアに関するアドバイスを受けられるキャリアカウンセリング制度を導入したほか、庁内FA制度などチャレンジする職員を応援する取組について検討しているところございまして、こうした施策を積み重ねて、職員一人一人が意欲を持ち、安心して働き続けられる職場環境づくりに向けて取り組んでまいります。

○赤根広介委員 この北海道職員人材マネジメントビジョンに基づく様々な取組は、ここ数年、議論してきたことを、おおむね本当に網羅していただいて、ぜひ、この着実な取組を進めていただきたいと思うわけでありますが、一方、先ほど御答弁いただいたように、今、管理職の方の自己都合退職者が増えているのは本当に気になるところであります。しかも、私が知っている限りでも、部長職級でもお辞めになっている方がいるのが非常に気になるわけであります。

その理由の一つは、私なりには、やはり、トップの道政に対する姿勢というものも一因としてあるのではないかと考えるわけでありますので、この行財政運営につきましては、知事に直接お伺いしたいと思います。改めて委員長にお願いを申し上げて、最後、防災、減災について伺います。

防災対策費では総合防災体制整備費に、また、原子力安全対策費では原子力防災安全対策費に残額が生じておりますが、その要因をまず伺います。

○安住太伸委員長 危機対策課長高橋智哉君。

○高橋危機対策課長 不用額についてでございますが、まず、令和6年度の総合防災体制整備費は、約13億9400万円の予算額に対し、約1億3000万円の不用額が発生しており、主な要因といたしましては、消防防災への安全性などを確認する耐空検査において修繕に要する経費が想定を下回ったことや、海溝型地震に係る特別措置法の緊急事業計画に基づき、市町が行う津波避難施設などの整備に対する補助事業において、工事費の入札減により執行残が生じたことによるものでございます。

また、原子力防災安全対策費につきましては、約11億8300万円の予算額に対し、約8200万円の不用額が発生しており、主な要因といたしましては、国の令和5年度補正予算に対応して、令和6年第1回定例道議会で繰越事業として予算議決をいただいた屋内退避施設等の放射線防護対策事業において、工事費の入札減により執行残が生じたことによるものでございます。

○赤根広介委員 今、答弁で、おおむね適切に執行された結果なのかなと確認はさせていただき

ました。

それで、がらっと話題は変わるわけではありますが、国は、2023年に、安否不明者を原則公表するよう自治体向けの指針を公表したと承知をしております。一方、昨年1月の能登半島地震では、石川県の担当部署に電話が殺到して職員の負担となり、運営面の課題が浮き彫りになったと承知をしているわけでもあります。

そこで、この国の指針により、道ではどのように対応されているのか、課題についても併せて伺います。

**○高橋危機対策課長** 災害時の氏名等の公表についてでございますが、道では、国が令和5年3月に公表した「防災分野における個人情報の取扱いに関する指針」を踏まえ、災害時の氏名等の公表取扱方針を定めておりまして、この方針に基づき、災害時に氏名等の公表が救出・救助活動に資する場合には、原則として、これを速やかに行うこととしております。

道は、こうした対応が必要となった場合には、被災市町村と連携して、安否不明となっている方々の氏名、年齢や、住民基本台帳の閲覧制限の有無を確認し、報道等を通じて公表することとしております。

この公表は、発災当初から72時間が救助活動において極めて重要な時間帯であることを、道と市町村が十分に留意して対応する必要があると認識しております。

**○赤根広介委員** 発災から72時間ということで、やはり、確実性とスピード感が求められると思います。

そこで、今年3月に、国が見直しをしました南海トラフ巨大地震の被害想定では、徳島県の死者数は最大4万1000人に上る、こうしたおそれがあることから、生存率が下がる、この72時間以内に安否不明者の生存確認を急ぎ、救助対象者を絞ることで人的被害の軽減につながるとして、コールセンターを手がけるテレコメディアと委託に関する協定を締結されたと承知しております。

同様に、海溝型巨大地震発生懸念がある本道においても、万が一の備えとして、こうした取組は検討に値するものと考えられるわけではありますが、見解を伺います。

**○安住太伸委員長** 危機対策局長清水章弘君。

**○清水危機対策局長** 災害時における民間事業者との連携についてでございますが、徳島県は、先月、県庁受付の電話交換業務の受託事業者との間で、災害時に県が安否不明者等の氏名公表などを行った際には、当該事業者が県民の皆様などからの安否情報を受け付ける電話窓口を設置、運営する内容の協定を締結したものと承知しております。

道では、災害時におきまして、民間事業者等の御支援もいただきながら、迅速かつ効果的な応急対策などを行うため、多くの企業等と災害時の連携協力体制の構築を進めており、現在、128件の災害時協定を締結しているところでございます。

徳島県の協定は全国初のものと聞いておりまして、道といたしましても、これも参考としながら、今後とも、民間事業者等との災害時協定の拡充を図るなど、災害対応力の一層の向上に努め

てまいります。

○赤根広介委員 引き続きの対応に期待をします。

次に、大変しつこいようで申し訳ないのですが、災害時のバス避難の関係について、来週は連合審査会の参考人質疑も、私はまた控えているので、今日は、皆さんと最後、その前に議論する場面として、確認も含めて質問をさせていただきます。

昨年1月の能登半島地震では、被災地の避難所からホテル等への2次避難などの際にバスが重要な役割を果たしたことを踏まえ、道では、去る10月27日だったと思いますが、北海道バス協会と新たに協定を締結したと承知しております。従来の「原子力災害時における住民避難用バス要請・運行要領」に基づき、避難用バスの確保に向けて、道、バス協会、バス会社との協議の場を設けているわけではありますが、この直近3か年の協議の場の実施回数と今後の開催予定を伺います。

また、出前研修についても、バス運転手の理解促進にとって効果的な取組と理解をしているわけではありますが、同様に直近3か年の実施回数と今後の開催予定について伺います。

○安住太伸委員長 原子力安全対策課長平野宏和君。

○平野原子力安全対策課長 道バス協会との協議の場等についてであります。道、道バス協会及びバス事業者では、毎年度、原子力防災における緊急輸送に関する検討会を開催しております。令和4年度は4回、令和5年度は1回、令和6年度は2回、今年度につきましては8月に1回開催しているところであります。今後も、道バス協会やバス事業者の御意見を伺いながら、必要に応じて検討会を開催してまいります。

また、出前研修につきましては、直近3か年で、各年度1回ずつ開催しているところでございまして、今年度につきましても、開催に向け、現在、バス事業者と調整を行っているところでございます。

○赤根広介委員 大事な取組であるというふうに思います。せっかく協定も締結されたことでもありますので、さらなるこの取組の充実というものを期待したいと思います。

新たに協定を締結したわけではありますが、やはり、実効性の確保というものが重要と考えるわけであります。

そこで、例えば、協定に基づく避難に御協力をいただけるか、バス運転手さんに意向確認を行うなど、実態把握に努めてはいかがかと考えるわけではありますが、見解を伺います。

○平野原子力安全対策課長 避難用バスの確保についてであります。地震や津波などの自然災害をはじめ、原子力災害も含めた大規模災害時における緊急輸送に関して、道と道バス協会とで円滑な災害対応を行うため、「災害時におけるバスによる人員等の輸送に関する協定」を締結いたしまして、運転手の方々の安全確保を大前提とした運行ルールの下、必要となるバス台数を確保することとしております。

また、道では、バス事業者の意向も踏まえながら、運転手の方々を対象とした原子力防災訓練への参加や放射線防護に関する研修を実施するとともに、研修に対するアンケート調査を実施す

るなど、原子力防災の重要性について御理解いただくための取組を行っているところでございます。

道といたしましては、引き続き、バス協会やバス事業者の御意見を伺いながら、原子力災害時の対応に関する理解促進を図るなどして、円滑な住民避難の実施に向けて不断に取り組んでまいります。

**○赤根広介委員** 締結を結んでまだ間もないわけでありますので、今すぐどうこうという話にはならないかもしれませんが、理解をいただいた上で、実際のアクションがどうなるかというのは、これが、もし実効性が乏しい場合は、いわゆる実動部隊の出番ということになります。その実動部隊も、人数や台数は分かりませんということでありますので、本当にこれで安全が確保されていると言えるのかどうかというのは、いつまでも皆さんと議論していても堂々巡りで分からないわけであります。こうした点は、来週、関係者にしっかりと聞いていきたいというふうに思うわけであります。

そこで、もう一点、気になる点についてですが、いわゆる小型無人機等飛行禁止法では、原子力事業所などの重要施設及びその周辺おおむね300メートルの周辺地域の上空におけるドローンやラジコン飛行機等の飛行は、原則禁止としているわけであります。

また、発電所構内では警備員や監視カメラにより24時間体制で監視を行っており、警備員がドローンを認知した場合、発電所に常駐している道警の警備部隊及び岩内警察署に連絡をし、警備の強化やドローン対処資機材の活用など、連携して必要な措置を講じるとの説明ではありますが、いまいち具体的な対応が判然としないし、皆さんも多分、分かっていないのだというふうに思うわけであります。

こうした状況だと、私は、やはり、安全確保は非常に心もとないと感じるわけでありますが、実際、安全は担保されているという認識でよいのか、伺います。

**○安住太伸委員長** 環境安全担当課長稲富久昌君。

**○稲富環境安全担当課長** 泊発電所における保安体制についてでございますが、泊発電所構内においては、警備員や監視カメラにより24時間体制で監視を行っており、警備員がドローンを認知した場合、発電所に常駐している道警の警備部隊及び岩内警察署に連絡し、警備の強化やドローン対処資機材の活用など、連携して必要な措置を講じることとしており、また、さらなる対策強化について関係機関と協議を進めていると聞いております。

道といたしましては、原子力発電所周辺上空におけるドローンを含む小型無人機等の飛来については、原発の安全と核セキュリティーを脅かし、立地地域に大きな不安を与えるものと認識しており、原子力発電関係団体協議会等を通じて、国に対し、原子力施設の警備体制の充実強化について国が責任を持って取り組むことなど、引き続き要請してまいります。

以上でございます。

**○赤根広介委員** 今、関係機関と協議を進めているということでありますので、その協議の結果が、やっぱり、しっかりとフィードバックされないと、何なのだという話になりますので、そこ

【第1分科会 11月12日 第5号】

は頑張っていたきたいというふうに思います。当然、法律の壁があるのも承知をしているわけでありまして。

知事は、原発は安全性の確保が大前提であり、安全性や必要性についてはエネルギー政策に責任を持つ国が丁寧に説明し、道民理解と信頼を得ていくことが重要とした上で、泊発電所3号機の再稼働については、道議会や関係自治体、道民の声を踏まえ、総合的に判断するとしているわけでありまして。

そこで、現状、知事の言うこの大前提となる安全性というものが確保されているという認識でよいのか、改めて伺います。

○安住太伸委員長 総務部危機管理監高山圭一君。

○高山総務部危機管理監 原発の安全性についてであります。原子力規制委員会では、新規制基準に基づく適合性審査は、原子力施設の設置や運転等の可否を判断するものであり、これを満たすことによって絶対的な安全性が確保できるわけではなく、原子力の安全には終わりが無いとの認識の下、常により高い安全レベルを目指し続けていく必要があるとしております。

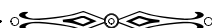
原発の安全性の確保については、国の規制責任と事業者の保安責任という基本的な枠組みの中で行われており、規制委には、今後新たに得られる知見についても、いわゆるバックフィット制度により継続的な安全向上を図っていただくとともに、北海道電力においては、様々なリスクを想定し、規制以上の安全レベルの達成を目指すなど、保安体制の充実に向け、不断に取り組んでいただくことが重要と考えております。

○赤根広介委員 これは、いつも無限ループの議論に入ってしまうのですけれども、安全が大前提と言いながら、その具体的な中身は分からないですし、その責任はあくまで国ですと。私も、この数か月、連合審査会のこともあったので、いろいろ先行事例だとかも相当拝見させていただきましたが、正直言って、もう、エネルギー政策は国の責任で、安全性はもちろん、国と事業者の責任の中で、何で理解要請だけ地元に来るのかなというのが、答えがない議論を僕らが押しつけられているような感じがしてならないわけでありまして。ただ、そうは言っても、今の仕組み上、この議論を避けて通れませんから、この点につきましても知事に直接お伺いをするしかありませんので、委員長のお取り計らいをお願い申し上げまして、質問を終わります。

ありがとうございました。

○安住太伸委員長 赤根委員の質疑は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午後0時21分休憩



午後1時30分開議

○稲村久男副委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

総務部所管に関わる質疑の続行であります。

高橋亨君。

○高橋亨委員 それでは、私のほうから質問させていただきます。

原子力安全対策費の令和6年度決算額は、約14億8100万円となっております。そのうち、原子力防災安全対策費約10億3100万円、これは、原子力防災資機材の整備、関係町村への広報、調査など、交付金の交付を行っているということでございます。また、原子力環境安全対策費約3億5700万円、これは、環境放射線監視及び温排水影響調査の実施、モニタリングの講習会などの開催などを実施して、泊発電所に関わる安全対策並びに防災対策を推進しておりますけれども、行政は継続ですから、以下、泊原発について伺ってまいります。

2011年から継続している原発の安全ですが、福島第一原発の事故が起きた場合の放射性物質の拡散について、文科省が行った航空機によるモニタリングと各県のモニタリング結果とを合わせて作成しましたマップによりますと、関東地方など広範囲にわたって拡散し、福井県まで拡散したようです。

改めてお聞きしますが、文科省が行った調査について、道は、その事実をお認めになるか、お聞きをしたいと思います。

○稲村久男副委員長 原子力安全対策課長平野宏和君。

○平野原子力安全対策課長 福島第一原発事故における放射性物質の拡散状況についてであります。文部科学省は、平成23年12月に同省が実施いたしました航空機モニタリング結果と各県のモニタリング結果とを合わせて作成いたしましたマップを公表しております。その中で、福島第一原発事故の際には、東日本全域、福井県をはじめ、1都21県にわたり放射性物質が広がっていることが確認されておまして、公表内容については道も承知しております。

○高橋亨委員 福井県までということになりますと、直線距離でどの程度になるか、お知らせください。

○平野原子力安全対策課長 放射性物質の拡散状況についてであります。福島第一原発から県庁所在地であります福井県福井市までは、直線距離にいたしましておよそ450キロメートルとなっております。

○高橋亨委員 そうすると、福島第一原発から450キロメートルまでは放射線の影響があったということですから、泊原発から半径450キロメートルの円を描くと、北海道で言うところまで到達することになるのでしょうかね。

私のところから道路伝いで札幌まで250キロメートルです。直線で行くと200キロメートルには届かないと思います。450キロメートルとなると、これは、北は稚内、そして東は根室、釧路まで行くということで想像していますけれども、大体そんなものでよろしいですかね。

○平野原子力安全対策課長 今、委員御指摘のとおりだと思います。

以上です。

○高橋亨委員 それでは、泊原発から札幌までおおむね70キロメートルということになるわけでございます。福島原発事故における放射能の拡散を泊原発に当てはめると、泊から直線で70キロメートルの札幌では1から1.9マイクロシーベルトということになるわけで、年間なら16から

17ミリシーベルトになると思いますけれども、いかがでしょうか。

○平野原子力安全対策課長 札幌市への影響についてでございますが、原子力規制委員会によって新規制基準への適合性を確認された原子力発電所につきましては、福島原発事故前と比べて、相当程度、安全性が向上していると考えられます。

そのため、原子力発電所が事故を起こしたとしても、現実の放射性物質の放出の規模は、原子力災害対策指針が想定しております福島原発事故のような大量に放出される場合より小さくなり、空間放射線量率も十分低くなるとは考えられますが、大規模な放射性物質の放出自体も絶対にはないとは言えないことから、万が一の事態に備えまして、原子力災害対策指針に基づき、屋内退避等の防護措置を行うこととしております。

○高橋亨委員 確かに、おっしゃるとおりで、安全性が向上しているということでしょうけれども、しかし、防護するためのコンクリートが強度になったわけでも全くなくて、福島では水素爆発が起きて屋根が吹っ飛んだということで拡散したということですから、万が一、絶対ないということとは言えないということ、あり得る話ということを受け止めておきたいと思います。

さて、上空に吹いている大気の流れによりまして、福島の場合、アメリカやカナダ、ヨーロッパ、アジアまで僅かながらヨウ素131やキセノン133が観測されたと各国から報告されておりますが、そのことはいかがでしょうか。

○平野原子力安全対策課長 放射性物質の拡散についてでございますが、国際原子力機関、いわゆる IAEA が、東京電力福島第一原発事故を総括する事務局長報告書を平成27年に公表したところでございます。

その中で、極めて感度が高い放射能モニタリングネットワークが、事故が原因と考えられる極めて低いレベルの放射能を欧州及び北米まで離れた場所で検出したが、これらの放出が地球の環境バックグラウンド放射能に及ぼす影響は無視してもよいものとされており、報告内容については道も承知しております。

○高橋亨委員 各国からクレームがつかなかったということは、そういうことなのだろうと思えますけれども、世界的レベルまで影響があるということだけは確かでありまして、これは、無視してよいということではないのですね。

チョルノービリと名前が変わりましたので、チョルノービリ原発事故の場合、遠い日本にも放射性物質は届いたというふうに聞いておりますが、いかがでしょうか。

それから、当時、アメリカの空母がトモダチ作戦ということで福島の方々の救出に行こうとしましたが、結果的にはできなくて、そして、逆に放射能を浴びている海兵隊の皆さんがいらっしやいましたけれども、この状況はどうだったのか、お聞きします。

またあわせて、在日の米国の方々の避難について、アメリカは、80キロメートル圏域外に出ろということで指示があったようでございますけれども、その根拠、なぜ80キロメートル圏域から外に出ろということになったのか、お聞きします。

○平野原子力安全対策課長 原発事故の影響についてであります。国によりまして、日本で

も、チェルノブイリ原発由来の放射能が観測されたが、法令に定める公衆の許容被曝線量に比べ、極めて小さく、公衆の健康に対して影響を及ぼすものではないとしております。

また、福島第一原発事故における米軍兵士の被曝状況やアメリカ政府の避難指示につきましては、当時、報道があったと承知しておりますが、道として、国からそうした情報は得ておりません。

以上です。

**○高橋亨委員** 遠いチェルノブイリでの事故は、日本にもその放射線の影響があったということですから、一たび事故が起きればもう世界的な影響が出るということは、先ほどの福島と同じようにあるということなのだろうなというふうに思っております。

トモダチ作戦で参りました多くの海兵隊の皆さんは、被曝をしてがんになったということは、当時の海兵隊の皆様のお話で、それはもう明らかになっているということでございます。

また、80キロメートル圏外に避難せよということは、当時のSPEED I、これは聞いたことがありますでしょうけれども、これによってそのことを指示したということですが、当時、日本にあったSPEED Iはそれほど精度の高いものではなかったということでありまして。機能を発揮していなかったということでありましてけれども、現実としてそういうことになっているということだけお伝えしたいなというふうに思います。

道は、IAEAにおける避難を必要とすべき線量基準、7日間で100ミリシーベルトに到達する拡散距離が最大で15.2キロメートル、すなわちUPZ圏内だけが放射性物質の拡散範囲と受け止められているようではありますが、それ以外には拡散しないという見解だということを確認してよろしいでしょうか。

**○平野原子力安全対策課長** 放射性物質の拡散範囲についてであります。原子力規制委員会は、道府県が原子力防災計画を策定するに当たって、UPZを決定するための参考とすべき目安といたしまして、平成24年10月に放射性物質の拡散シミュレーション結果を公表しております。

泊発電所におけるシミュレーション結果では、IAEAにおける避難が必要となる線量基準である7日間で100ミリシーベルトに達する拡散距離が最大で15.2キロメートルとなったところでありますが、これは、泊発電所における年間8760時間分の風向きや風速などの気象データを基に試算した統計的な評価で用いる97%値であることから、その距離以上に拡散する可能性がないというものではございません。

**○高橋亨委員** 避難計画は、UPZ圏内は3日間で避難場所を移ることになっているわけですね。自宅待機だとか、そういうことをしていただくということになるわけでございますけれども、7日間で100ミリシーベルトですと、1日平均大体15ミリシーベルトと。これは、一旦、外に出ることも、許可があればオーケーということになっているようでございますけれども、住民説明会では、陽圧になっていない室内は、目張りが必要だということになっているわけです。冬期間、目張りをした部屋の中で暖房器具を使うということになると、これは、石油ストーブでも一酸化炭素中毒になるわけでございます。冬期間は、そういうことがあれば自宅にいる方々は暖

房を使うなということですかと、住民説明会で疑問が投げかけられましたけれども、当時、それに対して明確な答えはいただいていたような気がします。いかがでしょうか。

**○平野原子力安全対策課長** 屋内退避中の換気についてでございますが、今年4月に原子力規制庁が策定いたしました「原子力災害時の屋内退避の運用に関するQ&A」では、屋内退避中は、ドアや窓を閉め、換気扇を止めるなど、屋外の空気を屋内に入れないようにすることを基本としつつ、石油ストーブやガスストーブ等の使用の際には一酸化炭素中毒の危険性があることから、適度な換気が必要としているところでございます。

なお、国から、フィルタベントによる放射性物質の放出が予定されている場合など、プルームが到達する可能性が高いという特別な情報に基づく注意喚起があった場合には、換気を控えていただくことになっております。

**○高橋亨委員** 福島原発は、先ほど言ったように水素爆発があって、そして、放射性物質が拡散をされていったのですよね。今のお答えですと、そういうことがあった場合と。あのときもフィルタベントは使っているのですよね。使っているのです。そして、放出されていったということになるわけです。

今のお答えですと、換気は控えていただくということになると、一酸化炭素中毒になることを認めておられるのか、それとも、暖房を我慢しろということなのか、これではちょっと道民に対しての説得力がないのではないかというふうに思うわけでございます。

さらに、1日15ミリシーベルトは、これは平均ですから、20ミリシーベルトの場合もあれば、10ミリシーベルトの場合もあるということでございます。そうなってまいりますと、PAZ圏内の避難の方と同じ状況下にUPZの方々が置かれるという可能性が高いわけですね。7日間で100ミリシーベルトというのは、国が認めているのだから。そうだとすると、このUPZに住んでいる方々も避難対象になってくるということではないでしょうか。

**○平野原子力安全対策課長** 避難の基準等についてでございますが、UPZにおきましては、原子力施設の状況に応じて段階的に避難を行うことも必要となっております。また、緊急時モニタリングを行い、放射性物質の放出後については、数時間以内を目途にOIL1を超える地域を特定し、避難を実施する、その後、継続的に緊急時モニタリングを行った結果、1日以内を目途にOIL2を超える地域を特定し、一時移転を実施することとなっております。

**○高橋亨委員** ということは、先ほどお話ししましたけれども、UPZ圏内の方々は、3日間、屋内退避ということではなくて、場合によっては避難しなきゃならないということになってくるということですね。これは、避難計画に大きく影響がある話でございます。後ほど、そのことについても触れていかなければならないと思います。

一般公衆の年間被曝量は1ミリシーベルトとする基準と、IAEAの避難すべき線量基準を100ミリシーベルト基準にするという、この違いについてお聞きします。

**○平野原子力安全対策課長** 被曝線量の基準についてでございますが、放射線防護の国際基準を勧告する国際学術組織である国際放射線防護委員会では、平常時において、放射線業務従事者な

どを除く一般の人の線量限度を年間1ミリシーベルト以下になるよう定めている一方で、放射線事故などの非常事態が発生した場合には、重大な身体的障害を防ぐための対策を優先することから、線量限度は適用せず、年間20から100ミリシーベルトの線量域を定めており、この勧告を踏まえまして、国際原子力機関、いわゆるIAEAでは、避難すべき線量基準を7日間で100ミリシーベルトに設定していると承知しております。

○高橋亨委員 先ほどの御答弁に戻るのですが、7日間で100ミリシーベルトと言っても、これは平均だと、1日15ミリシーベルトですが、そうでない場合もある。こうやってIAEAが言っていますけれども、結果的に、そのときの現実に合わせて対応しなきゃならないということになるのだろうなというふうに思っております。

国際放射線防護委員会——ICRPでは、一般人の年間被曝限度は1ミリシーベルト、原発作業などの職業被曝は5年間で100ミリシーベルトで、どの年も50ミリシーベルトを超えてはいけないということになっているわけです。原発事故のような非常時の緊急被曝は年間20ミリシーベルトです。

さて、1ミリシーベルトでは、100人に1人、要は1%ががんに罹患し、10ミリシーベルトでは、100人に対して10人、1割ががんに罹患するということになるわけです。今は、がんの治療も大分進んでまいりましたけれども、それでも、以前は、がんに罹患すると2人に1人は亡くなりますよというふうに言われておりましたから、そうなってくると、がんになる可能性が高い放射線は非常に脅威であるということになるわけでございます。

子どもはさらに5倍、乳幼児は9倍ということになるわけで、この1ミリシーベルトは計画被曝というふうに名づけられているそうでございます。問題はないと言う人はいますけれども、放射線による身体への影響は閾値がないというふうに言われているわけでありまして。体力のない方もいらっしゃるし、抵抗力のない方、病弱な方、御高齢の方もいらっしゃいます。持病を持っている方も社会には多くいらっしゃるわけです。放射線には閾値がないということについては、いかがお考えでしょうか。

○平野原子力安全対策課長 閾値についてであります。放射性物質は自然界にも存在しておりますが、外部から浴びて皮膚がただれるなどの高線量の場合は、確定的影響ということで、一定の線量以上を浴びるとそのような影響がございます。

一方で、低線量レベル、100ミリシーベルト以下につきましては、医学的見地から影響が認められておりませんが、世界的には、100ミリシーベルト以下であっても発がんの可能性はゼロではないということで、浴びた線量に応じてその可能性が高くなるという取扱いになっていると承知しております。

○高橋亨委員 福島原発では、事故後、子どもたちの多くが甲状腺異常を起こしたということがございます。これは統計的に出ているわけです。これを調査した新潟大学の医学部の教授の方は、これは影響がない、関係はないのだと言っていますけれども、完全にほかの地域より150倍も多い影響が出ているということでもありますから、先ほど、子どもは5倍、そして乳幼児は9倍

【第1分科会 11月12日 第5号】

だというふうにお話をさせていただきましたけれども、これは、子どもたちの将来に関わることになってくるわけでございます。

次に、福島第一原発によって汚染され、昨年までに除去した土壌の量についてお聞きします。

○平野原子力安全対策課長 除去土壌についてであります。環境省によりますと、除染によって取り除かれた土壌の量は、福島県内では、令和7年9月末時点で約1415万立方メートル、また、福島県外の7県では、令和7年3月末時点で約33万立方メートルとなっております。

○高橋亨委員 1415万立方メートルと33万立方メートルを単純に足すと1448万立方メートルということになるわけでございます。

これは、どのくらいの量になるか、ちょっとイメージができないので、札幌ドームに換算したらどのくらいになるかなと思いましたが、札幌ドームは立米で体積を出していないものですから、東京ドームと比較すると、東京ドームの11.6杯分になるのですね。

皆さん、今はエスコンに行くのですけれども、札幌ドームに行かれた経験のある方もいらっしゃると思います。あのようによく、屋根も高い東京ドームの11.6杯分という土壌がいまだに使えず、そして、どこも引取り手がなく、今は、総理官邸の方にひっそりとしているということでございます。これをいつまでに処分するのかも、まだ決まっていない、そういうのが今の現状であります。

あわせて、福島原発事故による避難指示区域となった自治体の面積についてお聞きします。

○平野原子力安全対策課長 避難指示区域についてであります。平成23年3月の福島第一原発事故に伴い、国及び県は、原子力災害対策特別措置法に基づき、避難指示を発令して、避難指示区域として、福島県内の12市町村、面積にいたしまして最大約1150平方キロメートルを指定したと承知しております。

○高橋亨委員 1150平方キロメートルと、これもなかなかイメージできないのですけれども、札幌市の行政区の全てより多いのですよ。これらのところが全部避難しなければならなかった、これが福島原発事故であります。

私たちは、福島原発事故しか国内で経験していませんから、それが大きい小さいかは別にして、比較するのはそこなのですよ。札幌市全域ですよ。さらに多い面積のところを避難をしなければならない、そういう状況になっているということも、これも事実であるということです。

原発のシビアアクシデントの中でも、水蒸気爆発はIAEA基準の要求事項です。しかし、規制委員会は、新規制基準において、水蒸気爆発の対策について、めったに起きないとして対策を講じなくてもよいことにしてしまいました。

発生確率が低くても影響が大きい事象は扱うという新規制基準にも反する規制委の行為であります。道の見解をお聞きします。

○稲村久男副委員長 環境安全担当課長稲富久昌君。

○稲富環境安全担当課長 重大事故対策についてでございますが、新規制基準では、発電用原子炉施設は、重大事故が発生した場合において、原子炉格納容器の破損及び工場等外への放射性物

質の異常な水準の放出を防止するために必要な措置を講じたものでなければならないとしております。

規制委の「実用発電用原子炉に係る炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策の有効性評価に関する審査ガイド」では、熔融炉心と原子炉圧力容器外の冷却水が接触し、一時的な圧力の急上昇が生じて原子炉格納容器の破損に至る現象への対策に関する有効性評価の中で、水蒸気爆発が発生する可能性が極めて低いことを示すことや、水蒸気発生に伴う急激な圧力上昇、いわゆる圧力スパイクの可能性に関する影響評価を行うことを求めています。

北電では、泊発電所3号機の設置変更許可申請の中で、実機において想定される熔融物を用いた大規模実験のうち、水蒸気爆発が発生した実験の条件と実機の条件を比較した上で、水蒸気爆発の可能性は極めて低いと評価し、規制委においては、熔融炉心と冷却材の相互作用で生じる事象として、水蒸気爆発は除外し、圧力スパイクを考慮すべきであることを確認したと承知しております。

以上でございます。

**○高橋亨委員** 先ほど言ったように、IAEA基準では、水蒸気爆発も、これはきちんと基準の要求事項になっている。しかし、規制委は、先ほどのお答えにあったように、極めて低いということで、これは削除したというか、やらなかったということなのですね。IAEAも原子力委員会も、これはやるべきだというふうに言っていることを、やらなかったということは、これは何でなのでしょうかね。

圧力スパイクに関する影響評価は、当然、行わなければならないものであることは確かであり、水蒸気爆発の可能性が低くても、シビアアクシデントに直結する、これを無視した規制委は、原子力委員会やIAEA基準を無視していると思いますけれども、再度お聞きします。

**○稲富環境安全担当課長** 重大事故対策についてでございますが、北電では、実機において大規模な水蒸気爆発に至る可能性は極めて小さいとしている一方、参考として、万が一、水蒸気爆発が発生した場合の影響評価を実施しております。

具体的には、泊3号炉の原子炉下部キャビティにおいて熔融炉心を起爆源とした水蒸気爆発が発生した場合を想定し、その衝撃力に対する1次遮蔽壁及びその周辺躯体の動的挙動を衝撃解析により把握するとともに、これらコンクリート構造物が損傷しないことを確認しております。

以上でございます。

**○高橋亨委員** それは、北電の判断であって、規制委の判断ではないのですね。北電がそう言っているからといって、規制委は、ああ、そうですかというふうに聞くのですか。規制委は、そうであったにしても、自分たちできちっと調査をしていかなければならない、審査をしていかなければならない、それが規制委の本来のあるべき姿ではないのでしょうか。面倒くさいからそこはカットしようなんていう話になったら、これは、安全に対して、私たちは非常に不信を抱くということになるわけです。

格納容器についても、これはコンクリートなのですからけれども、これは建ててから38年、当然の

ことながら、コンクリートも劣化をしていくということになるわけでありませぬ。コンクリート建造物を補強したという話は、北電からは聞いておりませぬ。したがって、コンクリートの格納容器があるから大丈夫というのは、なぜ分かるのでしょうかね。さらに、規制委もそのことを審査していないということなのですよ。IAEAと原子力委員会は求めているのにですよ。

めったに起きないものは考えないというのは工学的な判断と言われておりますけれども、科学や技術に不確実性や未知の領域があること、それは、多かれ少なかれ存在するわけでございます。その場合、客観性は完結をしなくなるわけですよ。このことは、科学や技術自体に内在する不確実性ということになるわけでございます。それが人為的になるものなのか、それとも設計や機械によるものなのか、はたまた自然現象によるものなのか、そこまで審査をすれば、再稼働はできない、再稼働を認めることはできないということなのだなというふうに思っておりますけれども、道の見解はいかがでしょうか。

○稲村久男副委員長 原子力安全対策担当局長平田健男君。

○平田原子力安全対策担当局長 原発の安全性についてでありますけれども、規制委は、新規制基準に基づく適合性審査は原子力施設の設置や運転等の可否を判断するものであり、これを満たすことによって絶対的な安全性が確保できるわけではなく、原子力の安全には終わりが無いとの認識の下、常により高い安全レベルを目指し続けていく必要があるとしております。

原発の安全性の確保につきましては、国の規制責任と事業者の保安責任という基本的な枠組みの中で行われており、規制委には、継続的な安全向上を図っていただくとともに、事業者である北海道電力においては、保安体制の充実に向け、不断に取り組んでいただくことが重要と考えております。

○高橋亨委員 絶対的な安全が確保できるわけではないと言われておりますけれども、そのリスクを負うのは道民なのですよ。ということですから、シビアアクシデントに対する体制は十分に取られていかなければならないというふうに思いますよ。

安倍元首相は、原子力規制委員会で安全を確認された原発は、その科学的・技術的判断を尊重し、再稼働を進めますと述べました。一方、規制委の当時の田中委員長は、基準適合性を審査しただけで、安全かどうかということは申し上げないというふうに言っているのですね。当時の首相は、規制委にそれを委ね、規制委は、自分たちは安全だとは申し上げないと言っているわけですが、誰が安全を保障するということになるわけでしょうか。

結果、規制委がシビアアクシデントの審査をしなかったということも、ここに依拠しているのじゃないですか。IAEAがやらなければならないと言っていることを、やっていないのですよ。そして、私は責任を取りませぬと言っているのですよ。行政のトップである首相は、規制委が安全だと言えば、大丈夫だから進めるというふうに言っているのですね。これは、責任のなすりつけであって、最後の責任は誰が取るのですか。いやいや、国が取るとして、北電が取るとして皆さんは言われるかも知れませぬけれども、全てのリスクは道民が受けるのですよ。こんな無責任なことではいいのですか。

これは、後ほどといいますか、来週ですか、国のほうからその担当者が来ますから、一体どうなっているのだということを聞かなければならないと思います。皆さんの答弁はここが限界なのかもしれませんけれども、しかし、規制委や北電の言っていることをうのみにしてもらっては困る。皆さんの立場は、今のところは中間でなければならないというふうに思っているのですよ。ですから、厳しく北電に言うことは言う、規制委にも同じようなことを言っていかなければならないというふうに思うわけでございます。

次に、今回、札幌でも住民説明会が行われました。24日まで、全道6か所で行われるということになっていますけれども、この住民説明会で、北大の名誉教授の小野有五先生が指摘した、泊原発付近に火砕流が到達していたという事実について、査読つき論文で学会に認められたにもかかわらず、これを無視し続けて、断層についても変動地形学的調査はあえて行わない、活断層はないとする北電の主張、この姿を見て、参加者が一様にあきれてしまいましたけれども、このような北電が道民に納得する説明ができるというふうにお思いでしょうか。

**○稲富環境安全担当課長** 説明会における北電の説明についてでございますが、先日、札幌市内で道と資源エネルギー庁の共催により説明会を開催し、その中で、北電から、泊発電所の安全対策等に関し、新規制基準に基づいた地震や津波、火山などの自然現象に対する安全対策や重大事故対策とともに、泊発電所敷地外での核燃料物質等の輸送、運搬の概要について説明を行ったと承知しております。

なお、小野有五氏らによる査読つき論文については、北電において、今般の設置変更許可申請に当たり参照し、適切に引用したと聞いております。

道といたしましては、泊発電所における安全対策等については道民の皆様に関心も高いことから、北電においては、常に規制以上の安全レベルの達成に向け、施設設備等のハード面と運営体制等のソフト面の両面における安全対策を推進するとともに、地元をはじめ、道民の皆様への丁寧な説明などにしっかりと対応いただきたいと考えております。

以上でございます。

**○高橋亨委員** まさしく、それが北電を丸々信用しているということにつながっているわけですね。北電においては、設置変更許可申請に当たり参照して適切に引用したと。参照して適切に引用したですよ。逆に受け止めれば、これは無視しても構わないというようなことですね。参考にしましたよ、適切に引用しましたよ、だからいいのだよということで、具体的に小野有五先生の査読つき論文に対して反論はしていないということになるわけですね。

これは、札幌での住民説明会でも、火砕流に関わる丸石が発見されていることを指摘しましたがけれども、北電は、その現場と違う場所に規制委の方々を連れていったのですね。これは、意図的にその証拠になるものを規制委に見せなかったということです。このことについて、北電はきっちりとした答弁をしておられません。小野先生は、北電に対して、自分の主張と北電の主張についての討論を申し入れましたけれども、全く無視であります。そこに来ている住民の方々は、これは一体何なのだというふうに、余計、北電に対して不信を抱いたわけでございます。これで、

【第1分科会 11月12日 第5号】

北電は住民に丁寧に説明しているというふうに思いますか。

当時は、経済部の方々も来ていましたし、道からの関係者も来ていました。しかし、北電と小野先生とのやり取りについて、全く何もコメントもせずに過ごしてしまったわけですね。

皆さんは、住民に対しての丁寧な説明を北電に求められていますけれども、丁寧に説明していると思いますか。

**○稲富環境安全担当課長** 北電の説明についてでございますが、先日の札幌市内での説明会において、北電は、泊発電所の安全対策等に関する小野有五氏からの、海底活断層について変動地形学的な調査を行うべきではないか、敷地内断層の調査が足りないのではないかと、我々との討論会をやってほしいなどの質問、意見に対し、これまでの規制委との議論の状況などを踏まえ、自社の考えを回答していたものと承知しております。

道といたしましては、泊発電所における安全対策等については道民の皆様に関心も高いことから、北電においては、常に規制以上の安全レベルの達成に向け、安全対策を推進するとともに、地元をはじめ、道民の皆様への丁寧な説明などにしっかりと対応いただきたいと考えております。

以上でございます。

**○高橋亨委員** 自社の考えを回答していたというのですよ。幾らでも自社の考え方がありますよね。ですから、指摘をされていることに対してまともにお答えをしない、納得がいく説明が全くない、私たちがこう考えているからこれでいいのだというのが、北電のあの説明会での態度でございました。

変動地形学的な調査を行うべきだというふうに小野有五先生もおっしゃいましたけれども、それはなぜかという、能登の地震のときに活断層はつながっていないと言ったのが規制委員会なのです。結果的に、あの地震があった後に、変動地形学的な調査を行ったら活断層はつながっていたのですよね。したがって、小野先生はこれをやるべきだという話をしました。

でも、やれば不利になるから、だからやらないのですよ。それはなぜかという、私たちの会社の考え方だからということでしょう。果たして、それでいいのかどうか、私たちは納得できるものではないというふうに思うわけでございます。

ですから、これからも、24日まで道とエネ庁の主催の住民説明会が続いていくわけですが、その中でも、このことは、絶対、北電は認めようとはしないと思いますよ。北電自ら、安全なのです、皆さん、心配しなくてもいいですよという説明なんて一つもないですよ。問われれば、知らないふりをして無視をしてしまう、これが住民説明会での北電の態度ですよ。

ですから、北電の言っている安全ですよというのは信用できない。まあ、安全とは言っていないですね。齋藤社長も安全ではないのだと言っているのだから。安全ではない原発を動かそうとしているのですよ。そして、先ほどから言っていますけれども、リスクを受けるのは道民ですよ。放射線は450キロメートルまで飛ぶのですよ。これをどうやって皆さんに理解してもらうのでしょうか。不思議です。

次に、避難計画に関わってちょっとお聞きしますが、泊原発事故時の避難に係るバス、これは先ほどの質問にもございましたけれども、UPZ圏内には約7万人が居住しています。その避難には、計画上、1700台のバスが必要だということです。バスの絶対数が足りず、運転手も、平常時でさえ不足しておりますから、今、路線バスの減便も札幌市では結構起きております。放射性物質のところには近づきたくないというドライバーも多く、確保は困難だろうと思います。

その場合は、自衛隊の支援を受けるとの考えのようですが、しかし、自衛隊は、災害復旧と人命救助を優先し、事故についてはその次の任務になるはずで、準備することが果たしてできるのでしょうか。

**○平田原子力安全対策担当局長** 住民避難に係る輸送能力の確保についてであります。原子力災害時における住民避難に当たっては、道と道バス協会とで定めた住民避難用バス要請・運行要領の枠組みに沿って必要なバスを確保することとしております。不測の事態により、確保した輸送能力で対応できない場合などは、「泊地域の緊急時対応」において、自衛隊や道警察などの実動組織が支援を行うこととしてございます。

また、平成28年10月、国の原子力防災会議におきまして「泊地域の緊急時対応」を了承した際には、実動組織を有する防衛大臣、総務大臣、国土交通大臣及び国家公安委員長から、住民避難に関する支援を行うことが確認されているなど、政府を挙げて全国規模の実動組織による支援を実施することとしております。

道といたしましては、今後とも、国や関係自治体、防災関係機関と連携し、様々な想定の下、実践的な訓練を積み重ねるなど、より実効性のある防災対策の構築に努めてまいります。

**○高橋亨委員** 先ほども言いましたけれども、防衛省は自衛隊ということですね。自衛隊は自然災害の復旧が優先と聞いております。公安委員会、これは警察ですね。警察の対応ですけれども、避難道の誘導、さらには防犯などに人員を割くことになるわけですね。総務省は消防の出動ですけれども、災害において火災が生じれば、消火が優先ということになるわけです。国交省は、道路の啓開や海路からの救助ですけれども、啓開はそんなにすぐに行くわけではないです。重機がそんなにすぐに集まるわけでもないのです。海からの救助ですけれども、複合災害の場合は、護岸が必ずしも使えるということにはならないと思うわけでございます。

また、バスの運転手の減少から路線バスさえ減便しているということは先ほど申し上げましたけれども、事故時に、バスの運転手も、放射線が15ミリシーベルトのところに行けと言われても、これは、みんな、ちょっと忌避感があるということで、現場に向かうのは、これは任意ですから、果たして確実にバス派遣が計画どおり行えるのか。これについて、自信があつての計画だというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

**○平田原子力安全対策担当局長** バスの確保などについてであります。原子力災害時における住民避難に当たりましては、バス要請・運行要領により必要なバスを確保することとしてございます。

【第1分科会 11月12日 第5号】

不測の事態により、確保した輸送能力で対応できない場合などは、「泊地域の緊急時対応」におきまして、自衛隊や道警察など実動組織が支援を行うこととしており、国の原子力防災会議において「泊地域の緊急時対応」を了承した際には、実動組織を有する各大臣等から、住民避難に関する支援を行うことが確認されるなど、政府を挙げて全国規模の実動組織による支援を実施することとなっております。

以上でございます。

**○高橋亨委員** 全国から、そして、国を挙げての救助対策ということになるわけですが、能登半島地震を見ると、それは、各実動部隊が来てもなかなか思うに任せなかったというのが現状でございます。全国から、バスとバスの運転手を集めるにしても、どこの港に着けるとか、その前に、フェリーで運ぶのかどうかも分かりませんし、どのような形で輸送してきて、どの港に着けて、そこからどのように現地へ行くのかということもあるわけでございます。

さらには、自衛隊といえども、国防がその主任務ですから、全ての自衛隊員を集めるわけにはいかない。ましてや、今は、安全保障の環境が非常に危機的な状況にあるというふうに政府が言っているわけですからね。自衛隊を1か所に集めることの危険性は、逆に言うと、国防上、いかなものかということになってくるわけです。警察だってそうですね。これは、防犯を主任務にしていますけれども、事件や事故、防犯をないがしろにして集めるというわけにはいかないわけですね。限界はあるということでございます。

したがって、皆さんは、いや、これは国を挙げてやってもらえるのだというふうに思っているかもしれないけれども、これも必ずしもそうではないと思います。このことについても、来週、国の方が来たときに聞かなきゃならないのかなというふうに思いますけれども、そういう現実をきちっと捉まえていただいて防災計画を練っていかなければいけないと思うわけでございます。

そして、昨年度、原子力防災計画を改正しましたがけれども、この状況について、まずお伺いしたいと思います。

それと、カムチャツカ沖地震における自家用車を使用した避難について、問題点をどう認識して、防災計画でどのように見直すのかもお聞きしたいと思います。

**○稲村久男副委員長** 総務部危機管理監高山圭一君。

**○高山総務部危機管理監** 原子力防災訓練及び地域防災計画などについてでございますが、能登半島地震では、道路寸断による孤立地域の発生や放射線防護施設の損傷、通信障害の発生など様々な課題があったことを踏まえ、昨年度の原子力防災総合訓練では、住民避難や屋内退避、孤立地域からの救出、救助など各種の訓練を行うとともに、関係町村や有識者専門委員の方々などとの意見交換を行いながら、本年1月、原子力防災計画を改正し、避難経路が寸断した場合や放射線防護施設が損傷した場合の対応手順の具体化を図ったところでございます。

また、自動車での避難につきましては、7月30日に発生いたしましたカムチャツカ半島付近の地震に伴う津波対応において、課題の一つとして明らかになったところでございます。

現在、国の有識者検討会において、津波発生時における避難手段や緊急避難場所の課題と対策

について検討が進められていると承知しており、道としては、国の動向を注視するとともに、専門家の方々の御意見を伺いながら、市町村や防災関係機関と連携し、渋滞発生等の課題解決に向けた取組を進め、防災計画等の修正に適切に反映してまいります。

**○高橋亨委員** せっかく危機管理監のほうからそういうお話をいただきましたから、そういうふうに向かっていたら結構なのですが、では、当時の菅総理大臣が、しっかりとした防災計画がない限り原発の稼働は行わないというふうに国会での質問に対してお答えしたわけでありませうけれども、しっかりとした実効性のある防災計画であるということは誰が判断するのでしょうか。

これは、防災計画をつくる責務を負っている各首長が判断するのですか、それとも、国のほうがこれで分かりましたよという話になるのですか、お聞きします。

**○高山総務部危機管理監** 避難計画についてであります。道とUPZ内13町村では、防災計画や避難計画を定め、国においては、これらの計画を一体化した「泊地域の緊急時対応」を取りまとめ、原子力防災会議で了承しているところであり、万が一、事故が起きた場合には、国は関係法令に基づき、責任を持って対処することとしております。

道としても、原子力災害時において、計画等に基づいた住民の皆様への防護措置が確実に行えるよう、関係自治体や防災関係機関との緊密な連携の下、実践的な防災訓練や防災知識の普及啓発を継続的に実施するなど、防災対策の一層の充実を図りながら、道民の皆様の安全、安心の確保に取り組んでまいります。

**○高橋亨委員** したがって、この泊原発に関わる原子力防災計画について、先ほども申し上げましたけれども、しっかりとした防災計画というのは、要は、被害者を一人も出さないということですね。これが本当にできるかどうかという判断を、結局、誰がするのですかということについては、今お答えになっていないわけですね。

国が関係法令に基づいて責任を持って対処することなのでは、国は、北海道の泊原発に関わる原子力防災計画について、これはしっかりとした防災計画だという判断をするのですか。しないでしょう。しないとすれば、それぞれの首長に責任がかかってくるわけですよ。そして、知事にも責任がかかってくるのですね。しっかりとした防災計画というのは無理なのです。できなかつたら、泊原発を動かさなきゃいいのですよ。元総理がそういうふうに言っているのですから。重いですよ。最高責任者が言ったことですからね。これは、どうしていくのですかね。

また、2027年に再稼働したいと言っていますけれども、それまでに、しっかりとした避難計画、万全な避難計画というのはできるのですか、お聞きします。

**○高山総務部危機管理監** 原子力防災対策についてでございますが、道とUPZ内13町村では、防災計画や避難計画を定め、国においては、これらの計画を一体化した「泊地域の緊急時対応」を取りまとめ、原子力防災会議で了承されているところでございます。万が一、事故が起きた場合には、国は、関係法令に基づき、責任を持って対処することとしていただいております。

原子力防災対策につきましては、こうした計画等の策定をもって完了するものではなく、原子力災害時において住民の皆様への防護措置が確実に実行されるよう、道としては、関係自治体や防災関係機関と緊密に連携協力し、実践的な訓練を積み重ね、その検証結果や様々な災害から得られた教訓を学びとしながら、計画等を継続的に改善するなど、より実効性のある対策の充実強化に不断に取り組んでまいりたいと考えております。

○高橋亨委員 国が関係法令に基づきということになるとお答えをいただきましたけれども、結果的に、今、様々質問してきましたし、以前にもかなり質問してきましたけれども、そういうことを全くなしで安心していただけるのは、原発を稼働しないことなのですね。そうすると、全部、これらのことは払拭されていくということになるわけです。

今のお答えを聞いても、安全ではないですし、事故があった場合は、最善を尽くすけれども、国が責任も持つでしょうと。しかし、再稼働を判断するのは、岩宇4町村と知事なのですよ。その方々が責任を負うということですよ。それぞれの方々は、そういうことまで思いを致していないのじゃないですかね。岩宇4町村は、それぞれの住民の方々に責任を持ち、知事は道民に対して責任を持っているのですよね。これが、こんな曖昧なやり取りで納得できるはずがないということにならないですかね。

多くの科学者は、技術は、機能性と経済性に加えて、安全性と環境適合性という四つの要素を満たす製品や製造システムでなければならない、つくられるプロダクトやプロジェクトがどのような性質のものであっても、それらの行き着く先として、実際につくるべきか、実行すべきかの判断は、この四つの要素をどれだけ重視するかで決まってくるというふうに科学の世界では言われているのですね。

往々にして、科学は、機能性と経済性は非常に重視をしますけれども、安全性と環境適合性というのはその後に置いているのですね。今のやり取りも、多分、そうだというふうに思っています。これで進められるのですね。科学者も、それらのことに対して危惧はしているのですよね。

原発は、あの格納容器の中に、巨大なエネルギーと巨大な毒物を有しているのですよ。それが閉じ込められているのですよ。しかし、その技術は簡単なのです。制御するプロセスさえきちっとしていれば問題はないわけですが、そのプロセスが一番難しいプロセスということになるわけです。

機器については、使われているものはそこら辺にあるものばかりです。例えば、圧力容器は、水を沸かすボイラーと同じ製品が使われているのですよね。使用されている鋼やステンレスは、台所にある18-8ステンレス、要はキッチンですよ。あれに少し手を加えただけのものです。ですから、放射線が当たると脆弱になっていくのは当たり前でございまして、したがって、今まで、多くの原発で破損事故や破断事故が起きているわけです。

多重防護ですとか深層防護ということになっていきますけれども、それが十分にっていないというのが今の現状だろうというふうに思っています。先ほど言ったように、科学者というのは、機能性と経済性、それだけを見ているわけですし、安全と環境に係るものについてはないがしろ

にしているというのは、科学者自らが言っているのですから間違いない話だというふうに思っていますよ。

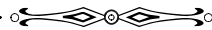
様々なことを今日もお聞きをしましたし、前回も、果たして北海道の電力は不足するのかなということで経済部にもお聞きしました。必ずしもそうではないということでした。そうなってくると、原発が必要なのかなのかというのは、これは、これからもう少し時間がたつと知事も判断していくのだらうと思いますけれども、その前に、国のほうにも、北海道の事情や、北海道の様々なこれまで取り組んできたことを言って、果たしてどうなのだという事も問うていかなければならないというふうに思っています。

まだまだこの議論は続くと思いますけれども、今日は、まずは安全に関わって皆さんにお聞きしましたので、このことにつきまして、やっぱり、知事にも聞かなきゃならないというふうに思います。委員長のお取り計らいをよろしくお願いいたしまして、私の質問を終わります。

○**稲村久男副委員長** 高橋(亨)委員の質疑は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午後2時30分休憩



午後2時51分開議

○**安住太伸委員長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

総務部所管に関わる質疑の続行であります。

中村守君。

○**中村守委員** それでは、通告に従いまして、総務部所管事項について、以下、伺ってまいります。

初めに、庁舎の維持管理等についてであります。

道では、庁舎のほか、文化・スポーツ施設など、道民の生活に欠かせない多くの施設を維持管理しております。これらの施設は、昭和50年代に建設されたものが多く、建築後50年近くが経過し、今後、一斉に老朽化することが懸念されます。老朽化した施設については、厳しい財政状況の中、道は、これまで、予防保全型の修繕や改修などを実施し、施設の長寿命化を図ってきたと承知しておりますが、老朽化した施設を長期間使用していくためには、様々な維持管理経費も必要になってまいります。また、今後は、施設の長寿命化のほか、庁舎における職員の安全、安心の確保や、働きやすい職場環境の整備といった庁舎機能の向上も求められると考えます。

そこで、今回は、道有施設の修繕や維持管理に関するこれまでの取組や、今後の対応などについて、以下、伺ってまいります。

まず、整備方針についてであります。

庁舎などの整備について、どのような方針により実施しているのか、伺います。

○**安住太伸委員長** 保全担当課長佐々木永典君。

○佐々木保全担当課長 整備方針についてであります、道では、平成28年に、道が保有いたします全てのファシリティーにつきまして、長寿命化による既存ストックの有効活用や施設整備などに係る財政負担の軽減を目的といたしまして、北海道ファシリティーマネジメント推進方針を策定し、長寿命化改修や予防保全型の修繕といった取組を進めてきたところでございます。

○中村守委員 次に、施設の老朽化状況についてであります、令和6年度末現在で建築後50年を経過した施設は、知事部局でどの程度あるのか、伺います。

また、将来的な見込みについても、併せて伺います。

○佐々木保全担当課長 施設の建築年数などの状況についてでございますが、知事部局におきましては、令和6年度末時点で、全体で7365棟を管理しており、このうち、建築後50年を経過したものは408棟で5.5%となっているところでございます。

また、現在の建築年数を勘案いたしまして機械的に試算した場合には、建築後約50年を経過する施設は、10年後には1990棟で27%、20年後には4257棟で57.8%となる見込みであるところでございます。

○中村守委員 ですから、この20年が勝負ということになると思うのですが、次に、長寿命化の診断についてであります。

施設の長寿命化を図るため、平成28年度から長寿命化診断を行っていますが、対象とする建築物や診断の調査内容、また、適否の判定はどのように行っているか、伺います。

○佐々木保全担当課長 長寿命化診断についてであります、道では、耐用年数からおおむね20年以上の使用の適否を判断する長寿命化診断を実施しておりまして、診断対象の建築物は、建築後40年を経過する鉄筋コンクリート造や鉄骨鉄筋コンクリート造などとしているところでございます。その診断におきましては、構造躯体のコンクリート強度、建物の沈下や傾斜などの不具合のほか、外壁や屋上、設備などの劣化状況といった調査を行っているところでございます。

こうした結果を踏まえまして、さらに、長期間の使用に耐えられるかどうか、改修工事を行う場合の範囲はどの程度となるかなどについて確認をいたしまして、総合的に長寿命化の適否を判定しているところでございます。

○中村守委員 次に、長寿命化診断や改修などの実施状況についてであります。

知事部局における過去3か年の実施状況と、長寿命化改修に要した経費の推移についてお伺いいたします。

○佐々木保全担当課長 長寿命化の取組についてであります、過去3か年における長寿命化診断の実施件数は、令和4年度は14件、5年度は15件、6年度は10件となっており、長寿命化改修の実施件数は、令和4年度で23件、5年度で19件、6年度では13件となっているところでございます。

また、長寿命化改修に要した経費は、令和4年度で約6億1000万円、5年度で約5億8000万円、6年度では約4億3000万円となっているところでございます。

○中村守委員 このペースだと、先ほどの10年後、20年後を考えますとなかなか厳しい数字かな

とも思うのですが、次に、予防保全型の修繕についてであります。

長寿命化改修のほか、予防保全型の計画的な修繕を実施し、施設の長寿命化を図っていると承知しておりますが、この修繕に要した経費について、知事部局における過去3か年の推移について伺います。

○佐々木保全担当課長 修繕費の推移についてであります。過去3か年における計画修繕に要した経費は、令和4年度は約46億円、5年度は約40億2000万円、6年度では約63億4000万円となっているところでございます。

○中村守委員 次に、維持管理経費削減の取組についてであります。施設の維持管理に必要不可欠な燃料費、また、電気料金などの高止まりの状況が依然として続いております。

これまで、光熱水費の経費削減に向け、どのような取組を行ってきたのか、伺います。

○佐々木保全担当課長 光熱水費の節減に向けた取組についてであります。道では、全ての施設を対象といたしまして、毎年度、その使用状況を確認しており、そのうち、特に使用量が増加している施設につきましては、技術職員がその要因等の調査を行い、設備等の使用状況の改善の必要性などを施設管理者に提案を行う、いわゆるインハウスエスコの取組を実施するとともに、施設の改修や設備更新に当たりましては、照明のLED化や空調設備の高効率化に取り組んでいるところでございます。

道といたしましては、こうした取組を継続的に実施しながら、光熱水費の節減に努めてまいります。

○中村守委員 それでは、次に、庁舎のセキュリティー確保についてであります。

庁舎の機能向上の面で、職員の安全確保の観点から、今年度、セキュリティーゲートを設置したと承知しておりますが、これはどのような経緯で設置したのか、お伺いをいたします。

○安住太伸委員長 計画担当課長福山琢也君。

○福山計画担当課長 庁舎のセキュリティー確保についてでございますが、近年、行政対象暴力などの事件が多様化し、職員が安全、安心に働くことができる環境の確保や情報管理の強化が求められていることから、職員や来庁される皆様の安全、安心の確保を図るため、本年7月より本庁舎1階にセキュリティーゲートを試行的に設置いたしました。

現在、職員や来庁者の皆様へのアンケートに加え、入居団体の方々へヒアリングを行うなど、ゲート設置による効果や影響などについて検証しているところであり、今後、検証結果も踏まえ、安全の確保と利便性の両立を図る効果的な手法を検討してまいります。

○中村守委員 次に、今後の対応についてであります。

これまで、施設の修繕や改修、また、光熱水費などの維持管理経費について伺ってまいりました。施設の老朽化が進む中、今後とも、予防保全型の修繕や改修、維持管理経費削減への取組など、適切な維持管理が求められるほか、社会情勢の変化も踏まえた働きやすい安全、安心な職場環境といった庁舎の機能向上も求められると考えます。

今後の施設の維持管理の考え方についてお伺いいたします。

○安住太伸委員長 財産担当局長林下千栄君。

○林下財産担当局長 今後の対応についてでございますが、道では、これまで、厳しい財政状況においても、庁舎等の適切な維持管理が図られるよう、ファシリティマネジメント推進方針に基づき、予防保全型の修繕による長寿命化の推進など、既存ストックの有効活用に取り組んできたところでございます。

一方で、方針の策定から10年が経過しており、働き方改革の進展等に伴う執務環境の改善、地域のまちづくりの視点を踏まえた施設の集約化、複合化など、社会経済情勢の変化に対応した取組を着実に進めていくことが重要となっております。

道といたしましては、こうした変化を的確に捉えながら、適切な維持管理はもとより、施設の機能向上などの視点も踏まえ、より効果的なファシリティーマネジメントに取り組んでまいります。

○中村守委員 どうぞよろしくお願いいたします。

次に、情報セキュリティについてであります。

近年、世界中で発生しております、いわゆるランサムウェアなどのサイバー攻撃による被害対策についてであります。直近では、アサヒビールなどの民間企業についても被害が発生し、いまだ解決の方向が見通せないものと考えております。これらのことを踏まえて、以下、伺ってまいります。

まず、セキュリティ対策の取組についてであります。

道では、様々なシステムを活用し、業務や道民サービスを行っており、こうしたシステムに、今般、民間企業に生じたような被害が発生し、システムが停止するようなことになれば業務の遂行に影響を与えかねないと思っております。道ではどのような対策を行っているのか、これまでの情報セキュリティ対策について伺います。

○安住太伸委員長 情報基盤担当課長鈴木厚君。

○鈴木情報基盤担当課長 セキュリティ対策についてでございますが、日々、巧妙化、複雑化するサイバー攻撃から不正アクセスやデータ流出等を防ぐためには、高度な攻撃に対処できるセキュリティの確保は重要でございます。

道では、これまで、最新の攻撃を検知できる技術的な対策を講じるほか、職員を対象としたセキュリティ研修や、外部からの標的型攻撃メールを想定した訓練等を実施するとともに、職場におけるセキュリティ対策の実効性を高め、継続的な改善につなげていくため、情報セキュリティ監査を定期的に実施しているところでございます。

○中村守委員 それでは、いわゆる情報セキュリティ監査についてお聞きしますが、近年、行政におけるデジタル化の進展に伴い、情報資産の保護と信頼性の確保の観点から、組織のセキュリティを客観的に検証し、継続的な改善につなげるための情報セキュリティ監査は重要な取組であると考えます。

道においても情報セキュリティ監査を進めてこられたということでしたが、令和6年度の監

査結果について伺います。

○鈴木情報基盤担当課長 セキュリティー監査についてでございますが、令和6年度は、本庁や振興局などの9部局において監査を実施し、パソコンや公用スマートフォンなどの利用状況や、USBメモリーなどの外部記録媒体の管理状況、さらには、情報漏えいのリスクに関する研修内容などについて確認を行ったところでございます。

監査では、セキュリティーインシデントにつながりかねない問題はなかったものの、外部記録媒体の利用状況が台帳に記載されていないことや、システム利用時のパスワードが長期間変更されていないなどの事例が見られ、指導を行ったところでございます。

○中村守委員 次に、標的型攻撃メール訓練についてでございますが、サイバー攻撃は、業務目的を装ったなりすましメールなどにより不正プログラムを送り込む、いわゆる標的型攻撃によるものが多いというふう聞いております。

道においても、標的型攻撃メール訓練に取り組んできたとのことですが、令和6年度の取組状況についてお伺いいたします。

○鈴木情報基盤担当課長 標的型攻撃メール訓練についてでございますが、令和6年度においては、無作為に抽出した約3000名を対象に偽装メールを送信し、添付ファイルの開封や記載されているアドレスへのアクセスを誘導する標的型攻撃メール訓練を実施したところでございます。

その結果、71名が添付ファイルの開封などを行ったことから、職場の研修などを通じて、不審メールの見極め方や対処方法などの指導を行ったところでございます。

○中村守委員 道職員ほどの優秀な皆さんでも、3000分の71の方が開けちゃうぐらいですから、相当巧妙なのだというふうにも思うわけですが、繰り返し訓練をしていただくということが重要なかなとも思います。

その上で、システム面からの対策の強化も大事であります。標的型攻撃メール訓練は人的対策として重要な取組であると考えますが、近年のサイバー攻撃は手口が巧妙化しております。人の注意力だけでは防ぎ切れないケースも増えており、技術的、システム的な対策も必要と考えますが、道の認識についてお伺いいたします。

○鈴木情報基盤担当課長 技術的な対策についてでございますが、高度化するサイバー攻撃に対応するため、道においては、メールのウイルスチェックや不審メールの自動隔離といった水際の対策に加え、ネットワーク機器などにおける不審な挙動の検知といった重層的な対策を講じているところでございます。

サイバー攻撃は、日々、巧妙化しており、強固なセキュリティー対策の確立に向けた取組を不断に進めていく必要があるものと考えているところでございます。

○中村守委員 次に、もし引っかけた場合といたしましうか、業務の継続についてであります。

こうしたサイバー攻撃は高度化、多発化しており、一度被害が発生した場合には、業務が長期にわたって停滞し、行政サービスの提供などにも影響を及ぼすことが想定されます。こうした状

【第1分科会 11月12日 第5号】

況を踏まえて、道では様々なセキュリティー対策を実施していると伺いましたけれども、万が一、サイバー攻撃を受けた際にも業務を継続していく必要があります。

道では、こうした状況での業務の継続についてどのように取り組んでいらっしゃるのか、お伺いいたします。

○安住太伸委員長 インノベーション推進局長大西章文君。

○大西インノベーション推進局長 業務の継続についてでございますが、道では、ICT部門の業務継続計画、いわゆるICT-BCPを策定しており、災害やサイバー攻撃などによりシステムが停止した場合でも、優先度の高い重要業務を継続できるよう備えてきております。

ICT-BCPでは、バックアップ手段を確保し、システムなどの冗長性を高めるとともに、非常時における業務プロセスを定めるほか、職員の対応能力の強化に向けた訓練を実施することとしてございます。

道では、日々、高度化するサイバー攻撃に際し、業務への影響を最小限に抑えるため、計画の見直しや定期的な訓練など、その実効性の向上に不断に取り組んでまいります。

○中村守委員 防御と同時に、レジリエンスというのですか、すぐに巻き戻して復旧できるということが大事だと思います。どうかよろしくお願いをしたいと思います。

それでは、次に、災害対策についてであります。

先月の25日には、根室半島南東沖を震源とするマグニチュード5.8の地震が発生し、根室市で最大震度5弱、釧路市など道東の一部地域でも震度4が観測され、気象庁では、揺れの強かった地域では、特に地震発生から二、三日程度は強い揺れをもたらす地震に注意するよう呼びかけるなど、住民の方々にも不安が広がったわけであります。

また、今年の9月に、ごく小規模な噴火が発生し、噴火警戒レベルが2に引き上げられている雌阿寒岳では、先月25日にもごく小規模な噴火が発生するなど、火山活動に注意が必要な状況も続いております。

本道は、地震、津波、火山噴火など、あらゆる自然災害のリスクを抱えており、こうした災害に対しては、平時から万全の体制を構築していくことはもとより、日頃から災害への備えが何よりも重要と考えます。そこで、以下、伺ってまいります。

まず、令和6年度の事業実績についてであります。

令和6年度は、災害への備えを重点施策の一つとして位置づけ、計画的に取り組まれたと承知しておりますが、主な事業の実績についてお伺いをいたします。

○安住太伸委員長 災害支援担当課長工藤一祥君。

○工藤災害支援担当課長 防災対策についてでございますが、令和6年度は、能登半島地震の教訓を踏まえ、近年多発しております地震、津波などの災害への備えを充実させるため、ハード、ソフトの両面から防災対策に取り組んだところでございます。

その主な実績につきましては、まず、ハード対策では、海溝型地震に係る特別措置法の緊急事業計画に基づき、市町が実施する津波避難施設等の整備に対する補助事業として、12市町の29事

業に約1億2200万円を交付したところでございます。

また、ソフト対策では、釧路管内と根室管内で道防災総合訓練を、さらには、札幌市と合同で厳冬期の避難所運営・宿泊体験演習をそれぞれ実施するとともに、防災計画を点検、修正し、北海道版避難所マニュアルを改正したほか、日本海沿岸の6振興局におきまして、地域の防災リーダー等を対象に、住民の皆様津波などからの早期避難の重要性を伝えていただく講師養成講座を開催するなど、災害対応力の強化や人材育成に取り組んだところでございます。

○中村守委員 次に、津波避難施設等の補助についてであります。海溝型地震に係る特別措置法の緊急事業計画に基づく津波避難施設等の整備事業に関する道の補助について、令和6年度に行った具体的な事業内容について伺います。

○安住太伸委員長 海溝型地震対策室長三浦次郎君。

○三浦海溝型地震対策室長 津波避難施設等の整備事業についてであります。本事業は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震による被害を軽減するための防災・減災対策を早期かつ着実に進めることを目的とするものであり、令和6年度は、津波避難タワーが14か所、避難路が8か所、1階と2階を多用途施設、3階以上を避難場所として整備するといった複合施設等が7か所の計29か所に対し、財政支援を実施したところでございます。

○中村守委員 ぜひお願いします。

それで、さきの定例会でも指摘いたしました。例えば、津波避難タワーを新しく建てることに加えて、今、既存の建物を津波避難ビルに指定するということが非常に重要です。例えば、私の地元の苫小牧市でも、高さも強度も足りているような道立の建物が、中には指定されていないような建物も見受けられます。どうか総点検していただいて、とにかく、水平に逃げるか、垂直に逃げるか、この組合せしか逃げる方法がなくて、苫小牧市では、どうしても車で逃げてしまっただけで渋滞してしまうというようなこともあったものですから、近くに高い建物があったら、まずはそれを指定していただくということをご希望をさらに加えてお願いしたいということでございます。

続きまして、防災総合訓練の内容、課題についてであります。道において、釧路及び根室管内での防災総合訓練の実施などにも取り組んだものと承知しております。このいざというときの備えのために、また、災害対応業務に習熟するためには、防災総合訓練のような訓練を積み重ね、そこで発見した課題を次の訓練での改善点に反映させていくことが非常に重要と考えますが、昨年度行った防災総合訓練では、具体的に、どのような想定の下、どのような内容の訓練を実施したのか、伺います。

また、訓練を通じて明らかになった課題についても併せて伺います。

○工藤災害支援担当課長 防災総合訓練についてであります。昨年度は、海溝型地震による津波被害を想定し、8月に、釧路管内で、57機関、約1100名の参加をいただき、孤立地域の発生を想定したドローンによる情報収集や物資輸送、また、沿岸の被災市町から内陸部の町村への広域避難などの訓練を実施するとともに、12月には、根室管内で、35機関、約700名の参加の下、厳冬期における避難所での宿泊を想定した避難所運営や、ペットとの同行避難、中標津空港等を活

【第1分科会 11月12日 第5号】

用した物資輸送などの訓練を実施したところでございます。

これらの訓練では、市町村や関係機関とともに災害時における対応や連携の手順を確認し、多くの知見が得られましたが、課題といたしまして、避難所運営におきましては、マイナンバーカード等のデジタル技術を活用した受付業務の効率化の検討や、段ボールベッドの種類、規格の統一が必要といった御意見のほか、ペットとの同行避難におきましては防寒対策への留意が必要といった御意見をいただいたところでございます。

○中村守委員 ぜひ、またお願いしたいわけです。

7月30日のカムチャツカ沖の地震のときに、私の地元の苫小牧でも避難所が開設されまして、私も、津波の想定が一番高いと言われる勇払という地域にも行きまして、たくさんの皆さんが、たった24時間とはいえ、そこにお逃げになっていらっしやったんですね。

それで、一番最初に言われたのは、やはり、お尻が痛いとか、つまり、学校施設だったので、そこにブルーシートが敷いてあるところに、高齢の方が座る、立つ、これまた大変だし、お尻も痛いしということで、最初から段ボールベッドを展開していただくことがすごくいいのじゃないかと思うのです。運営者にしてみれば、避難所が狭くなっちゃいますから、それが嫌なのかもしれませんけれども、やはり、最初から段ボールベッドを展開するなど、やってみないと分からないこと、経験してみないと分からないことというのが結構あると思います。訓練もそうですが、実際に避難所を開設したその市町に具体例を聞いてみると、様々、いずれところはあったように思いますので、今後ともよろしく願いをいたしたいと思います。

それでは、続きまして、私立学校における不登校、学び直しについて伺ってまいります。

近年、児童生徒の不登校や高校の中途退学の問題、これは、特色のある教育を展開している私立学校が本道の未来を担う人材を育成していく上で、極めて大きな課題になっていると思います。

総合教育大綱の中でも、誰一人取り残されない子どもの学びと育ちの環境を整えることが基本方針の一つに掲げられておりますが、残念ながら、不登校あるいは志半ばで学校を中途退学せざるを得ない子どもたちがいるのも現実であります。そこで、私立学校の不登校や中途退学について、以下、伺ってまいります。

まず、私立学校の不登校児童生徒数についてであります。

本道の私立の小学校、中学校、高校の不登校児童生徒数の推移がどのようになっているか、伺います。

○安住太伸委員長 学事課長佐藤昌彦君。

○佐藤学事課長 私立学校の不登校児童生徒数の推移についてであります。文部科学省が実施しております「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果によりますと、過去3年の本道私立学校の不登校児童生徒数は、小学校では、令和4年度1名、5年度4名、6年度12名、中学校では、同じく98名、127名、158名、高校では、同じく293名、321名、323名となっているところです。

○中村守委員 明らかに、これは倍々に増えていっている数字ですね。小学校でも10倍ですか、この2年間で増えているということになります。

次に、不登校の理由についてですが、小学校、中学校、高校のいずれも増加傾向にあるということが分かりましたが、直近における不登校の理由として、どのように把握していらっしゃるか、伺います。

○佐藤学事課長 不登校の理由についてであります。教職員やスクールカウンセラー等の相談員が不登校児童生徒やその保護者から相談を受けたものとして、小学校におきましては、朝起きられないなどの「生活リズムの不調」が最も多く、次いで、仲たがいなどの「いじめ被害を除く友人関係をめぐる問題」となっており、中学校においては、無気力で登校したくないなどの「学校生活に対してやる気が出ない」が最も多く、次いで、行きたい学校ではなかった、自分の願うクラス替えではなかったなどの「入学・転編入学、進級時の不適應」となっております。

また、高校におきましては、「生活のリズムの不調」が最も多く、次いで、「学校生活に対してやる気が出ない」となっているところでございます。

○中村守委員 それでは、次は、中途退学についてであります。道内の私立高校における中途退学者数の推移はどのようになっているのか、伺います。

○佐藤学事課長 中途退学者数の推移についてであります。過去3年の本道の私立高等学校における中途退学者数は、全日制課程では、令和4年度510名、5年度438名、6年度445名、通信制課程では、同じく449名、464名、496名となっているところでございます。

○中村守委員 では、中途退学する理由についてであります。中途退学者は、全日制課程、通信制課程ともに毎年400人を超えている状況にあるということですか。

直近の年度における中途退学者の理由について伺います。

○佐藤学事課長 中途退学の理由についてであります。令和6年度に私立高校を中途退学した生徒の主な理由といたしましては、全日制課程におきましては、別の高校への入学などの「進路変更」が最も多く、次いで、学校生活に熱意がないなどの「学校生活や学業に不適應」となっております。

また、通信制課程におきましては、「学校生活や学業に不適應」が最も多く、次いで、病気がち等の理由のため欠席日数が多くなったなどの「病気やけが」となっているところでございます。

○中村守委員 それでは、最後に、不登校や中途退学に対する道の取組についてであります。私立高校における不登校や中途退学者は概して増加しております。おおむね、年々増加しております。

その理由は、学校生活あるいは学業不適應によるものが増えており、ひきこもりなど若年無業者となってしまう場合もあるのではないかとこのように考えます。こうした方々の中には、もう一度、学び直す機会を確保することが大変重要であるとも考えます。

道では、私立学校における不登校や中途退学者に対し、どのように支援をしていくのか、お伺いいたします。

○安住太伸委員長 総務部長兼北方領土対策本部長坂本隆哉君。

○坂本総務部長兼北方領土対策本部長 不登校等の児童生徒に対する支援についてでございますが、不登校や高校の中途退学は、学業の遅れや進路選択上の不利益があることから、学びを継続し、社会で活躍できる環境を整えることが重要でございます。

このため、道では、各私立学校に対し、道教委が作成する生徒指導に関するガイドブック、リーフレットなどの資料提供や、文部科学省が取りまとめた「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策」などの周知のほか、保護者等から相談があった場合には、道教委が設置する子ども相談支援センターを紹介するなど、私立学校における不登校対策の実施に加えまして、各学校の不登校対策の取組の支援や、高校等で学び直す場合の授業料の負担軽減を図っているところでございます。

道といたしましては、今後とも、国や道教委と連携しながら、不登校等となった場合であっても、子どもたちの学びの場を確保し、安心して教育を受けられる環境整備の支援に努めてまいります。

○安住太伸委員長 中村委員の質疑は終了いたしました。

丸山はるみ君。

○丸山はるみ委員 それでは、通告に従いまして、まず、道立施設の管理運営等についてお聞きします。

道には、ホールや会議室などの貸し館事業を行っている道立施設が数多くありますが、総務部所管審査ですので、その代表的な施設として、かでの2・7——北海道立道民活動センターの管理運用について伺ってまいります。

まず、かでの2・7の施設管理に係る管理運営負担金の過去3年間の推移を伺います。

○安住太伸委員長 財産活用課長奈良華織君。

○奈良財産活用課長 管理運営負担金の推移についてでございますが、かでの2・7に係る過去3年間の負担金は、令和4年度が約2億5722万円、令和5年度が約2億4822万円、令和6年度が約2億4953万円となっております。

○丸山はるみ委員 次に、かでの2・7の会議室等の利用に関し、承認者は指定管理者であると承知しています。

施設管理及び会議室等の貸出し、管理運営等について、道は、指定管理者とどのような意見交換を行い、これらを踏まえ、利便性の向上等に努めてきたのか、伺います。

○奈良財産活用課長 指定管理者との意見交換等についてでございますが、かでの2・7の指定管理者である道民活動振興センターとは、日頃より緊密な連携を図りながら必要な情報共有等を行っておりますほか、毎年4回、定期的な意見交換を行い、利用者の利便性向上や施設の適切な維持管理に向け、稼働率の低い夜間の利用促進策のほか、施設利用者の増加に向けた広報活動の充実などについて協議を行ってきたところでございます。

○丸山はるみ委員 環境生活部所管審査において、SNS等による人権侵害の問題について取り

上げてきました。とりわけ、外国人に対する差別、排外主義、アイヌ民族に対する先住民族否定など、事実に基づかない悪質なデマも含まれている課題を共有しております。

札幌市地下歩行空間にて行われたパネル展では、アイヌ民族の先住性を否定するような展示が行われ、これはマスコミでも大きく取り上げられました。

かでの2・7において、アイヌ差別と取られかねない行為等に施設を提供することは、いかなる場面においても差別を許さないとする道の基本的立場と相入れないと考えますが、見解について伺います。

○安住太伸委員長 財産担当局長林下千栄君。

○林下財産担当局長 公の施設における利用の制限についてでございますが、特定の行為が差別に該当するか否かは、それぞれの事案に応じて個別具体的に判断されるものであります。アイヌであることを理由とした差別は許されないものであると認識しております。

一方で、かでの2・7をはじめとする公の施設は、地方自治法第244条に基づき、正当な理由がない限り、住民が施設を利用することを拒んではならないこととされておりまして、こうした法令等の趣旨などを踏まえ、個別に判断されるものと認識しております。

○丸山はるみ委員 今、特定の行為が差別に該当するか否かは個別具体的に判断されるものというふうに答弁がありました。

それでは、こうしたことを判断した例というものはあるのでしょうか。

○奈良財産活用課長 かでの2・7における利用申請についてでございますが、過去5年間において、指定管理者における施設の利用申請の審査に当たっては、差別があるか、ないかではなく、条例に基づき、利用を承認するか否かについて判断するものでございまして、その観点から申し上げれば、不承認とした事例はございません。

○丸山はるみ委員 今の答弁ですと、特定の行為が差別に該当するか否かということの判断は今までなかったというふうに理解したところです。

次に、北海道立道民活動センター条例第1条には、「アイヌ文化活動等の組織的な活動の促進」が設置目的の一つと規定されています。この条文の規定では、アイヌ文化活動に限定している印象を受けるところです。

アイヌ施策推進法第1条には、「アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、及びその誇りが尊重される社会の実現を図り、もって全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。」と定めています。

北海道立道民活動センター条例第1条に規定される「等」には、アイヌ施策推進法の趣旨は含有されているのか、伺います。

○奈良財産活用課長 条例の解釈についてでございますが、かでの2・7の設置条例におきましては、地域づくりに必要な社会福祉活動のほか、生涯学習活動、女性活動、アイヌ文化活動等の組織的な活動の促進を図ることを目的としてございまして、ここで規定される「等」とは、条例で例示されております活動のほか、アイヌ施策推進法をはじめ、様々な法令の趣旨等を踏まえ、

道民自らの創意や活力が生かされる幅広い活動が含まれるものでございます。

○丸山はるみ委員 かでる2・7の利用に当たってお聞きしておきたいのですけれども、これまで、アイヌ差別に関する改善要請、それから抗議等が寄せられてきたものと私たちは承知しています。

過去3年間及び今年度における道への要請について、どのようなものがあったのか、伺います。

○奈良財産活用課長 施設の利用に関する改善要望等についてでございますが、令和4年度におきましては要望等はなく、令和5年度には、アイヌ民族への誹謗中傷に対する改善を求める2件の要望が寄せられております。令和6年度には、特定の団体の利用を制限してほしいというものや、今後も特定の団体の利用をできるようにしてほしい、また、ヘイトスピーチ防止のためのガイドラインを制定してほしいといった内容の合計3件の要望が寄せられております。

なお、令和7年度におきましては、現時点で要望等は寄せられておりません。

○丸山はるみ委員 令和6年度には、要望が寄せられていたということでした。

先ほど御紹介した北海道立道民活動センター条例第1条についてですけれども、ここに例示されている活動のほか、道民自らの創意や活力が生かされる、そうした幅広い活動が含まれるというふうに御答弁をいただきました。

それで、アイヌ施策推進法にのっとり、指定管理者は施設を運営しなければなりません。そうであれば、アイヌ施策推進法に反する内容を含む集会等を行う団体に対しては、利用規定に照らして貸出不許可となり得る可能性があるのではないのでしょうか。

北海道立道民活動センター条例第9条では、利用の目的が道民活動センターの設置の目的に反するとき、施設等の利用承認をしてはならないと定めています。施設貸出しに当たっては、アイヌ施策推進法等の法令遵守はもとより、条例第1条の設置目的に反していないか、慎重に判断することが求められます。

道は、指定管理者と施設貸出しの在り方や運用等について意見交換等を行い、今後の対応方法を検討すべきではないかと思いますが、お答えください。

○奈良財産活用課長 施設の利用制限についてでございますが、道におきましては、指定管理者である道民活動振興センターとは、日頃より、緊密な連携を図りながら、施設の運用等を含め、必要な情報共有等を行っております。

そうした連携の下、施設の利用承認につきましては、地方自治法や設置条例の規定等を踏まえ、個々の申請ごとに個別に判断されるものと認識しております。

○丸山はるみ委員 知事においては、これまでも、いかなる場合であっても差別は許されないと発言されてきました。しかし、アイヌ民族に限らず、差別を意図とする言説に対しては、道として毅然とした態度で臨む必要があると考えます。施設貸出しについては、表現の自由との兼ね合いが常に問題となる一方、差別は許さないと毅然としたメッセージを発することはできると思います。

かである2・7を所管する総務部としても、施設利用に当たって差別は許さないとする強いメッセージを発していくべきではないかと考えますが、お答えをお願いします。

**○林下財産担当局長** 施設の管理運用についてでございますが、公の施設は、住民の福祉を増進する目的を持ってその利用に供するための施設でございます。施設の利用者は、条例の設置目的等を踏まえて利用することが求められております。

道といたしましても、施設の利用者に対し、適切な周知を図るとともに、施設の運用に当たっても、地方自治法の規定等を踏まえ、適切に対応してまいります。

**○丸山はるみ委員** 差別に関する道の姿勢について、知事にもその認識等をお聞きしたいので、委員長にはお取り計らいをお願いいたします。

次の質問に移ります。

会計年度任用職員についてです。

会計年度任用職員の処遇については、度々取り上げておりますが、道では、複雑化し増大する行政需要に対応するために、多様な分野で会計年度任用職員を任用しており、こうした会計年度任用職員が安心して働き続けられる環境づくりが重要との認識が示されてきました。

昨年の決特でも取り上げましたが、差別的処遇の改善を求めています。それらがどのように改善されたのか、以下、伺ってまいります。

まず、直近の3年間の知事部局における正規職員数と会計年度任用職員数、それぞれの女性の割合をお示してください。

また、知事部局の職員に占める会計年度任用職員の割合も併せて伺います。

**○安住太伸委員長** 人事課長片岡英善君。

**○片岡人事課長** 知事部局における職員数等についてであります。4月1日現在の常勤職員の人数と女性の割合は、令和5年度は1万2736名で26.1%、令和6年度は1万2539名で26.6%、令和7年度は1万2483名で27.4%となっており、4月1日現在の会計年度任用職員の人数と女性の割合は、令和5年度は1263名で79.9%、令和6年度は1132名で80.2%、令和7年度は1196名で76.3%となっております。

また、常勤職員数に会計年度任用職員数を加えた職員数に占める会計年度任用職員の割合は、令和5年度は9.0%、令和6年度は8.3%、令和7年度は8.7%となっております。

**○丸山はるみ委員** 全体に占める会計年度任用職員数が大体9%、女性の割合については、常勤職員では約27%ですが、会計年度任用職員では約80%と、ゆがみがあるのじゃないかなというふうに思うのです。

昨年も同様の質問をしておりますが、60歳以下の会計年度任用職員に限定をして、直近3年間の女性の割合の推移について示すとともに、今年度の新規採用正職員における女性の割合をお答えいただきたいと思っております。

**○片岡人事課長** 会計年度任用職員などについてであります。60歳以下の会計年度任用職員の女性の割合は、令和5年度は91.2%、令和6年度は91.5%、令和7年度は88.8%となっております。

す。

また、令和7年4月1日付の知事部局における主事や技師などの試験職の採用者数565名のうち、女性が185名で、その割合は32.7%となっているところでございます。

**○丸山はるみ委員** やはり、会計年度任用職員の女性の割合が圧倒的に多いということですが、会計年度任用職員の任用形態については、週当たり30時間以下を基本とするパートタイムで、任期は1会計年度内とされております。実際は、任用期間が1年で、前年度から継続して同じ部署で雇用されている割合が昨年度は76.7%となったことを、以前、明らかにしております。

こうした傾向は、今年度も変わらず高い割合なのか伺うとともに、任期を1会計年度とする制度と実態が合っていないと考えますが、いかがでしょうか。

**○片岡人事課長** 会計年度任用職員の任用についてであります。知事部局におきまして、令和7年4月1日現在で、任用期間が1年となっている会計年度任用職員1100名のうち、昨年度から引き続き同一の課で任用された職員数は863名で、その割合は78.5%となっております。

道では、行政サービスを支える多様な人材の確保を図るため、今年度から、会計年度任用職員に係る公募によらない任用につきまして、連続2回を限度とする制限を撤廃し、面接や人事評価に基づく能力実証により、再度の任用ができることとしたところでございます。

**○丸山はるみ委員** 運用が少しずつ変わってきているのは、今答弁にもあった、行政サービスを支える大切な人材であることが評価されてきているのだと思うのですが、今年度4月1日時点の会計年度任用職員について、年代別にその割合を伺います。

**○片岡人事課長** 会計年度任用職員の年齢構成についてであります。令和7年4月1日現在で、20歳未満が1.1%、20歳以上29歳以下が7.4%、30歳以上39歳以下が9.3%、40歳以上49歳以下が19.1%、50歳以上59歳以下が28.5%、60歳以上69歳以下が30.8%、70歳以上が3.8%となっており、60歳代が最も多く、次いで50歳代が多くなっているところでございます。

**○丸山はるみ委員** 今おっしゃっていただいたとおり、50代と60代で6割を占めるわけです。

次に、報酬についてですが、道では、これまでも期末手当や勤勉手当を支給し、本年4月からは子育て支援休暇や病気休暇など休暇制度の充実も図ってきました。連続2回までとしていた公募によらない任用についても、先ほど答弁がありましたが、その上限回数が撤廃されたことは評価しています。

一方、その報酬について、現在も上限を設けています。報酬について、職員給与を定めている行政職給料表において、正職員と会計年度任用職員の最低号俸区分をそれぞれ示してください。

また、正職員と会計年度任用職員の給料表上における昇給の上限についても併せて伺います。

**○安住太伸委員長** 給与サービス担当課長山本裕之君。

**○山本給与サービス担当課長** 職員の給料表の号俸等についてでございますが、常勤職員の初任給は、初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の初任給基準表において定められており、一般行政職につきましては、1号俸から93号俸までとしている1級の行政職給料表中、高校卒程度の試験の採用者は1級5号俸、大学卒程度の試験の採用者は1級25号俸としているところでございま

す。

一方、会計年度任用職員の報酬につきましては、会計年度任用職員の任用に関する規定におきまして、事務補助など定型的な業務を行う職員に任用される場合は1級1号俸を基礎とし、1級25号俸の給料月額を超えない範囲内と定めているものでございます。

**○丸山はるみ委員** 会計年度任用職員の給与、報酬については、上限が1級25号俸ですから、大学を卒業して採用された方と同レベルなわけです。

それで、例えば、高校卒業後、民間企業で8年間事務職に就いて、自己都合で退職した者が38歳で道の会計年度任用職員に任用された場合、何回、再度任用されると上限に達するか、お答えください。

**○山本給与服務担当課長** 会計年度任用職員の報酬についてであります。報酬の算定に当たりましては、民間企業での経験年数等も踏まえ、額を定めることとしておりまして、御質問の事例につきましては、経歴の詳細を確認する必要はございますけれども、事務補助など定型的な業務を行う場合、8年間の事務職の経験等を有することを考慮いたしますと、最初の任用の際に上限である1級25号俸の給料月額に報酬が決定されると考えております。

**○丸山はるみ委員** 民間企業での経験を考慮されることについては評価しますが、38歳で会計年度任用職員に任用された場合に、既にその報酬が上限に達してしまうということでした。先ほど、50代と60代で6割を占めるということでしたから、多くの方がもう既に上限に達して、キャリアというか、経験を積んでも報酬に反映されない状況だということが分かりました。

総務省は、今年6月25日に発出した「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル（第2版）」の改正についての通知では、その給料または報酬の水準の決定に当たっては、学歴や経験年数を考慮すべきものと考えていると書き加えられました。また、職務上必要となる知識、技術及び職務経験等の要素を考慮して定めるべきであり、必ずしも上限を設ける必要はないと考えている、これは新規に加えられた文言です。

8割近い会計年度任用職員の方が継続して業務に当たっている実態を考慮して、会計年度任用職員の報酬の上限を大学新卒者と同等とすることは見直されるべきであると考えますが、いかがでしょうか。

あわせて、今年9月30日に発出された取組についての通知では、北海道では、採用試験情報を館内放送で周知していると紹介されていましたが、面談などの際に個別に案内しているのか、伺います。

**○安住太伸委員長** 丸山委員、簡潔に。

**○丸山はるみ委員** はい。すみません。

今年度から、鳥取県では、短時間勤務の正職員制度を新たに導入しています。北海道でもこの導入を検討するべきだと考えますが、いかがでしょうか。

**○安住太伸委員長** 人事局長古田生介君。

**○古田人事局長** 会計年度任用職員の報酬等についてでございますが、本年6月に国が改定した

【第1分科会 11月12日 第5号】

事務処理マニュアルでは、会計年度任用職員の報酬水準の決定に当たりまして、常勤職員と同様に、職務遂行上、必要となる知識や技術等を考慮すべきものとする一方で、職務内容が単純、定型、補助的なものである場合については一定の条件を設けることも考えられるとされているところでございます。

このため、道では、事務補助などを行う会計年度任用職員につきましては、その定型的、補助的な業務の性質に着目し、職務の内容や責任の程度が常勤職員とは異なるものがございますから、報酬等の水準に一定の条件を設けることとし、その額を大学卒業程度の試験採用者の初任給基準額としているところでございます。

また、会計年度任用職員の任用についてでございますが、道では、毎年度、臨時・非常勤職員の方々に、常勤職員としての採用に向けた受験情報の提供を行っておりまして、昨年度からは、年齢要件等の受験資格を満たす職員に対して、個別に試験日程や試験制度等について分かりやすく周知するよう努めております。

なお、鳥取県では、今年度から、看護師や保育士について、育児等の事情による短時間勤務の希望者を対象としました短時間勤務正職員の制度を創設したものと承知しております。

また、国におきましても、今年度の人事院勧告において、育児や介護等に限らない職員の様々な事情に応じ、無給の休暇により勤務時間の短縮等を可能とする見直しについて検討を進めるとされておりまして、道といたしましては、他都府県の状況や国における制度改正の動向を注視してまいります。

○安住太伸委員長 丸山委員の質疑は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

以上で通告の質疑は終わりました。

総括質疑に保留された事項については本委員会において質疑を行うこととし、これをもって、総務部所管に関わる質疑は終結と認めます。

以上をもちまして、本分科会に付託されました議案に対する質疑は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

付託議案の審査経過に対する委員長報告文につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安住太伸委員長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

1. 委員長の閉会の挨拶

1. 閉 会

○安住太伸委員長 本分科会を閉じるに当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

御承知のとおり、本分科会は、去る9月24日に設置されて以来、各位の御精励によりまして、本日ここに一切の審査を終了することができました。

この間、稲村副委員長をはじめ、委員各位には、分科会の運営につきまして格別の御協力を賜りましたことに心より感謝申し上げます次第であります。

以上、簡単ではありますが、御挨拶いたします。  
これをもって第1分科会を閉会いたします。（拍手）

午後3時55分閉会